

「別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表」の見方

項目名		解説
対策項目	大項目	対策項目例に関連する従前の情報処理事業者ガイドライン及びクラウド事業者ガイドラインの要求事項を、「人的・組織的」・「物理的」・「技術的」の3つの対策の観点毎に整理・統合した内容。
	小項目	
	No.	
	内容	
	区分	◎：従前の情報処理事業者ガイドライン及びクラウド事業者ガイドラインにおける遵守事項に該当 ○：従前の情報処理事業者ガイドラインにおける推奨事項に該当
対策項目により対策可能なリスクシナリオ例		対策項目により対策可能となる、代表的なリスクシナリオを例示
関連する医療情報安全管理ガイドラインの要求事項	項番	関連する医療情報安全管理ガイドラインの要求事項。 主な実施主体として、医療機関等を想定する。
	区分	
	内容	

記載全般に係る注意事項

別紙2における「利用者」という表記については、従前のクラウド事業者ガイドラインと同様に、医療機関等においてサービスを利用する者のほか、医療情報システム等の運用もしくは開発に従事する者又は管理者権限を有する者も含めた位置づけとしている。対象事業者は関連する情報流やリスクによって利用者が異なることに留意すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
1. 人的・組織的対策									
1.1. 規程・手順の策定	①アクセス管理規程の策定	①-1	医療情報システム等へのアクセス制限、記録、点検等を定めたアクセス管理規程を作成し、医療機関等の求めに応じて提出できる状態にしておく。	◎	権限のない第三者や内部不正による不正な閲覧や操作が行われる。	企画管理編	1. 管理体系	【遵守事項】	⑤ 組織における情報セキュリティ方針、医療情報の取扱いや保護に関する方針及び医療情報システムの安全管理に関する方針を策定し、経営層の承認を得ること。
						企画管理編	4. 医療情報システムの安全管理において必要な規程・文書類の整備	【遵守事項】	① 療機関等が医療情報システムの安全管理に関して定める各種方針等を実現するために必要な規程等の整備を行い、経営層の承認を取ること。
						企画管理編	4. 医療情報システムの安全管理において必要な規程・文書類の整備	【遵守事項】	② 規程等に基づいて、医療情報の取扱いや医療情報システムの構築、運用を行うために必要な規則類の整備を行うこと。規則類は必要に応じて見直しを行うこと。
		①-2	アクセス管理規程には以下の内容を含める。 ・アクセス権限、アカウント管理における登録申請、変更申請、廃棄申請、及びそれらの承認、定期的な検証プロセス ・認証及びアクセス等に対する記録の収集と保存 ・認証及びアクセス等に対する記録の定期的なレビュー ・アクセス管理の運用状況に関する定期的なレビューの実施	◎		企画管理編	1 3. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	① リスク評価に基づいて、医療情報システムにおける利用者の認証等及びアクセス権限に関する規程を整備し、管理すること。
	②持ち出した機器の外部のネットワークに接続する場合の対策の策定	②-1	持ち出した機器を外部のネットワークに接続する場合の接続条件、安全管理措置等（格納された情報の漏洩や改竄が生じないようにするための具体的な措置（不正プログラム対策、暗号化、ファイアウォール導入等））を運用管理規程に含める。	◎	持ち出した機器を情報セキュリティ対策の不十分なネットワークに接続することで、不正プログラムへ感染する。	システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	① システム構築時、適切に管理されていない記録媒体の使用時、外部からの情報受領時には、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理されていないと考えられる記録媒体を利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払って利用すること。
						システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	④ 持ち出した利用者が情報機器を、医療機関等が管理しない外部のネットワークや他の外部媒体に接続したりする場合は、不正ソフトウェア対策ソフトやパーソナルファイアウォールの導入等により、情報端末が情報漏洩、改ざん等の対象にならないような対策を実施すること。
③情報の廃棄対応	③-1	CD-R 等の廃棄手順について定める。	◎	情報の廃棄が不十分なまま、再利用が行われることで、情報漏洩が生じる。	企画管理編	8. 情報管理（管理、持出し、破棄等）	【遵守事項】	⑪ 医療情報の破棄に関する手順等を定める際は、情報種別ごとに破棄の手順を定めること。当該手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる職員、具体的な破棄方法を含めること。	
	③-2	ハードディスク等の廃棄手順について定める。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑨ 破棄に関する規程を踏まえて、把握した情報種別ごとに具体的な破棄の手順を定めること。手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる職員、具体的な破棄方法を含めること。また情報の破棄については、企画管理者に報告すること。	
	③-3	破棄手順に、不可逆的な破壊・抹消等により元のデータを復元できなくする措置を含める。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑩ 情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有するものが行うこと。また、破棄終了後に、残存し、読み出し可能な医療情報がないことを確認すること。	
	③-4	ハードディスク等を医療情報システム等内の別の機器で再利用する場合には、再利用前に、複数回のデータ書き込みによる元データの消去等の確実な方法でデータを消去し、再利用前に情報が消去されていることを確認する。	◎						

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		③-5	サーバ等の BIOS パスワード、ハードディスクパスワード等のハードウェアに対するパスワードを設定している場合には、それらを消去する。	◎					
		③-6	ハードディスクを機器に接続する際には、再利用であるかどうかに関わらず、検証用の機器で不正なプログラム等が記録されていないことを検証する。	◎					
		③-7	ハードディスクの廃棄については、再利用及びデータの読み出しが不可能となるよう、複数のデータ書き込みによる元データの消去、強磁気によるデータ消去措置、物理的な破壊措置（高温による融解、裁断等）等を適用し、当該装置に実施した措置の概要の記録（対象機器の形式、管理番号、作業担当者、作業実施日時、作業内容等）について、医療機関等の求めに応じ、速やかに提出できるよう整備する。	◎					
		③-8	物理的な破壊措置については受託事業者自身で行うことが望ましいが、外部の事業者に依頼する場合には、事業者選択の根拠を医療機関等にしし外部委託の了承を得ておく。また、破壊措置により情報の読み出しが不可能となったことの証明書等を受け取り、保管しておく。 なお、ハードディスクの廃棄方法としては、一定以上の強度を持つ磁力線を照射する方法、溶融処理等の物理的破壊措置が確実であるが、ランダムデータ及び固定パターンの複数の書き込みを行うソフトウェア実行によるデータ消去方式（NSA 推奨方式、米国防総省準拠方式、NATO 方式、グートマン方式等）も良く利用されている。保存されている情報の重要性に合わせて適切な方式を選択し、医療機関等側に選択の合理的な理由を説明、合意を得た上で実施することが望ましい。	○		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑪ 外部保存を受託する事業者に破棄を委託した場合は、確実に医療情報が破棄されたことを、証拠または事業者の説明により確認すること。
		③-9	電子媒体を廃棄する場合には、物理的な破壊措置（高温による融解、裁断等）を適用し、情報の読み出しが不可能であることを確認する。	◎					⑩ 情報処理機器自体を破棄する場合、必ず専門的な知識を有するものが行うこと。また、破棄終了後に、残存し、読み出し可能な医療情報がないことを確認すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		③-10	運用管理規程に以下の内容を定める。 ・管理する個人情報又はこれを格納する媒体等について、医療情報システム等提供上の要否の確認を定期的に行うこと。 ・医療情報システム等提供上不要とされた個人情報及びこれを格納する媒体についての破棄手順。 ・医療情報システム等提供上不要とされた個人情報及びこれを格納する媒体の破棄に際して、医療機関等が不測の損害を被らないようにするための措置(事前に破棄の基準等を告知する等)。	◎		企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑪ 医療情報の破棄に関する手順等を定める際は、情報種別ごとに破棄の手順を定めること。当該手順には破棄を行う条件、破棄を行うことができる職員、具体的な破棄方法を含めること。
		③-11	情報の破棄手順について、医療機関等と合意する。	◎					
	④情報や機器の組織外への持出に対する対策	④-1	受託する個人情報を運用や保守に用いる端末に原則保存しない旨、自社の運用管理規程等に定める。	◎	持ち出した機器に格納された情報が漏洩する又は、持ち帰った機器から不正なプログラムが感染拡大する。	システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑫ 保守業務を行う事業者に対して、原則として個人情報を含むデータの持出しを禁止すること。やむを得ず持出しを認める場合には、企画管理者の承認を得て許諾すること。
		④-2	医療情報を格納する機器等を、保守（例えば機器の修理等）の目的で、医療機関等又は受託事業者等（再委託事業者含む）の組織外に持ち出す必要がある場合には、その手順を策定する。	◎					
		④-3	④-2で定める手順及び情報の提供条件について、医療機関等と合意する。	◎					
		④-4	持ち出した機器を再度設置するための適切な検証手順を策定する。	◎					
		④-5	保守点検で障害不良等が発見された際の対応作業等を行う際には受託事業者の管理する領域にて行うこととし、外部に持ち出すことが無いようにする。必要により外部に持ち出しでの作業が必要な場合には、装置内の電磁的記録を確実に消去してから持ち出す。記憶装置等、障害により情報の消去が不可能となっている装置については補修ではなく物理的な破壊を行ってから廃棄を選択する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		④-6	持ち出し手順に含まれる事項には次のようなものが考えられる。 ・ 装置の持ち出し申請書のフォーマット（申請者情報、承認者情報、対象機器情報、持ち出し日時、返却予定日時、持ち出す場所の情報、持ち出す理由、機器に納められている情報の概要、持ち出しに伴うリスク評価の結果、機器が紛失・損傷した場合の対応策、等） ・ 申請承認プロセス ・ 返却確認プロセス、等。	◎					
		④-7	返却時の検証手順に含まれる事項には次のようなものが考えられる。 ・ 装置の動作確認 ・ 盗聴装置等、情報の安全性を脅かす装置の有無 ・ 悪意のあるプログラムの検出作業 ・ 収められている情報の検証作業（不正な改竄等）、等。	◎					
	⑤持ち出した機器や媒体の管理手順の策定	⑤-1	サービスに関する情報（受託情報、情報システムに関連する情報等）を格納する機器・媒体等の持ち出し（委託元からの持ち出しを含む）に関する方針及び規則等を、運用管理規程に定める。	◎	持ち出しを行う機器や媒体について不適切な管理が行われることで、機器や媒体内の情報が漏洩する。	企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑤ 医療機関等外への医療情報の持ち出しに関する手順等を定める際は、リスク評価に基づいて、医療情報の持ち出しに関する対応方針や、持ち出す情報、持ち出し方法や管理方法について情報管理に関する規程で定めること。
		⑤-2	⑤-1における「持ち出し」には、物理的な持ち出しのほか、ネットワークを通じた外部への送信についても含む。	◎					
		⑤-3	⑤-1で定める内容について、医療機関等と合意する。	◎					
		⑤-4	電子媒体について受託事業者施設外への不要な持ち出しを行わない。CD、DVD、MO等の電子媒体については、追記のできない光学メディア（CD-R、DVD-R等）を用い、情報交換作業終了後、電子媒体を確実に廃棄処分する。	◎					
		⑤-5	情報交換目的やバックアップ目的で MT、DAT、半導体記憶装置、ハードディスク等の大容量の電子媒体を用いる場合には、その管理を厳重に行う。これらの電子媒体に複数回の情報記録を行う場合には、単に上書きするのではなく、確実な情報消去等の情報漏洩対策を行う。	◎					
		⑤-6	全ての電子媒体には格納される情報の機密レベルを示すラベル付けを行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		⑤-7	記録媒体・記録機器に関し、以下の内容を運用管理規程に含める。 ・管理体制及び管理方法 ・記録媒体・記録機器の取扱い ・サービスに関する情報（受託情報、情報システムに関連する情報等）を格納する機器・媒体等の持ち出し（委託元からの持ち出し含む）に関する方針及び規則等（「持ち出し」には、物理的な持ち出しのほか、ネットワークを通じた外部への送信についても含む。） ・サービスに関する情報を持ち出した場合で、当該情報を格納する機器・媒体等の盗難・紛失（持ち出し時の機器・媒体等の物理的な盗難、紛失のほか、システム管理者が承認しない外部への送信等（第三者による悪意の送信、従業者等における誤送信等を含む。））が起きた場合の対応	◎		企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑦ 持ち出した医療情報を格納する（外部からアクセスして格納する場合を含む。）記録媒体や情報機器の盗難、紛失が生じた際の対応について情報管理に関する規程に定めること。
		⑤-8	⑤-7の内容に関する教育を従業員等に対して行う。	◎					
		⑤-9	⑤-7の内容を含む運用管理規程については、再委託先に対しても遵守等を求める。	◎					
	⑥機器・ソフトウェアの品質管理に係る手順の策定	⑥-1	情報処理装置及びソフトウェアの適切な変更手順を策定する。原則、保守作業については十分な余裕を持って事前に医療機関等に通知し承認を受ける。	◎	機器・ソフトウェアの変更の影響により、意図しない情報の虚偽入力、書き換えや消去、混同が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑩ 医療情報システムで用いるシステム、サービス、情報機器等の品質を適切に管理し、必要に応じて、改善措置を講じること。品質の管理方法については、担当者と協働して検討すること。
		⑥-2	機器及びソフトウェアの品質管理に関する対応、手順等を運用管理規程等に含める。	◎					⑪ 情報機器、ソフトウェアの品質管理に関する対応を運用管理規程で定めるとともに、具体的な手順の作成と実施を担当者に指示すること。
		⑥-3	機器及びソフトウェアの品質管理に関する教育を従業員等に対して行う。	◎		システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項		③ 医療情報システムで利用するシステム、サービス、情報機器等の品質を定期的に管理するための手順を作成し、これに従い必要な措置を講じ、企画管理者に報告すること。
		⑥-4	医療情報システム等に係る委託先に対して、自社が本ガイドラインの要求事項に対応するために行う品質管理への対応等を求める。	◎		システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項		① システムがどのような情報機器、ソフトウェアで構成され、どのような場面、用途で利用されるのかを明らかにするとともに、システムの機能仕様を明確に定義すること。
						システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに		② 情報機器、ソフトウェアの改訂履歴、その導入の際に実際に行われた作業の妥当性を

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		⑥-5	変更手順に含まれる事項には次のようなものが考えられる。 ・ 変更についての影響が及ぶ関係者への通知プロセス ・ 装置の変更申請書のフォーマット（申請者情報、承認者情報、対象機器情報、変更作業開始日時、変更作業期間、変更理由、機器に納められている情報の概要、変更に伴うリスク評価の結果、機器が損傷した場合の対応策、等）申請承認プロセス変更試験プロセス ・ 変更作業に支障が発生した場合の復旧手順変更終了確認プロセス ・ 変更に伴う影響を監視するプロセス、等。	○			対する要求事項		検証するためのプロセスを規定すること。
1.2. 個人情報を含まないテストデータの利用	①個人情報を含むデータの利用に対する対策	①-1	医療情報を開発及び試験用データとして直接利用しない。利用する場合には、個人を識別できる情報等の削除及び元のデータを復元できないように一部データのランダムデータとの入れ替え等のデータ操作を定め、十分な安全性が保証されていることを医療機関等にし、了解を得た上で利用する。	◎	動作確認のために利用したテストデータに含まれた個人情報の漏洩が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑨ 医療情報システムの動作確認や保守においては、原則として個人情報を含む医療情報を用いないことを運用管理規程等に含めること。また、やむを得ず医療情報を用いる場合には、漏洩等が生じないために必要な対策を講じる旨を示し、その具体的な手順の策定を担当者に指示すること。
1.3. 守秘義務に係る契約	①医療情報システム等提供に係る職員全てとの守秘義務に係る契約締結	①-1	医療情報を操作する可能性のある受託事業者の職員全てについて、雇用契約時あるいは医療情報を扱う職務に着任する際の条件として秘密保持契約への署名を求める。派遣従業員については守秘義務及び継続的な情報セキュリティ教育を課すことを条件に選定、派遣することを求める。	◎	医療情報システム等提供に係る職員（派遣従業員含む）のうち悪意をもった者による情報漏洩が行われる。	企画管理編	7. 安全管理のための人的管理（職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	① 医療情報を取り扱う者を職員として採用するに当たっては、雇用契約に雇用中及び退職後の守秘・非開示に関する条項を含める等の安全管理対策を実施すること。
		①-2	医療情報を操作する可能性のある受託事業者の職員（派遣従業員含む）については、守秘義務に関する内容を就業規則等に含める。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理（職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療機関等の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、委託契約の契約書に守秘・非開示に関する内容を含めること。
						企画管理編	7. 安全管理のための人的管理（職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	④ ③の委託契約の際に、当該委託先事業者の就業規則等に①及び②の対応を含めるよう求めること。
		①-3	医療情報を操作する受託事業者の職員（派遣従業員含む）が退職する際には、貸与された情報資産の全てについて返却し、返却が完全であることを確認するための台帳及び返却確認手続きを予め規定しておく。また、業務上知りえた医療情報について退職後も秘密として管理することを記した合意書への署名を求める。派遣従業員については、派遣契約解除時に同等の合意書への署名を求める。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理（職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	① 医療情報を取り扱う者を職員として採用するに当たっては、雇用契約に雇用中及び退職後の守秘・非開示に関する条項を含める等の安全管理対策を実施すること。
						企画管理編	7. 安全管理のための人的管理（職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療機関等の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、委託契約の契約書に守秘・非開示に関する内容を含めること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-4	医療情報を操作する受託事業者の職員（派遣従業員含む）が退職した場合の、就業中に取 り扱った個人情報に関する守秘義務等につい て、雇用契約又は派遣契約に含めるか、就業 規則等に含める。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	④ ③の委託契約の際に、当該委託先事業者の就業規則等に①及び②の対応を含めるよう 求めること。
		①-5	上記に違反した受託事業者（派遣従業員含 む）の職員に対して、適切な懲戒手続きを課 すことを、雇用契約又は派遣契約に含める か、就業規則等に含める。定めた懲戒手続き については各職員に周知し、理解したことの 確認を行う。	◎					
		①-6	医療情報を操作する受託事業者の職員（派遣 従業員含む）に対する教育・訓練の実施状況 や、守秘義務等への対応状況等に関する資料 の提供について、医療機関等と合意する。	◎					
	②医療機関等や再委託 先との守秘義務を含め た契約の締結	②-1	医療情報システム等に係る情報及び受託した 情報に関する守秘義務について、医療情報シ ステム等提供に係る契約に含める。契約に は、守秘義務に違反した受託事業者にはペナ ルティが課されること、及び委託した情報の 取扱いに対する医療機関等による監督に関す る内容を含める。	◎	医療情報システム等提供に係る事業者 （再委託先も含む）による故意又は過失 による情報漏洩が行われる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	⑧ 保守に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。ま た、必要に応じて、保守を行うシステム関連事業者と契約や SLA等により管理項目につ いて取決めを行うこと。
		②-2	医療情報システム等の動作確認に際し、受託 した個人情報を含むデータをやむを得ず使用 する場合には、守秘義務が課された要員・委託 先等により動作確認を行う旨を含めた手順を 定める。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	⑨ 医療情報システムの動作確認や保守においては、原則として個人情報を含む医療情報 を用いないことを運用管理規程等に含めること。また、やむを得ず医療情報を用いる場合 には、漏洩等が生じないために必要な対策を講じる旨を示し、その具体的な手順の策定を 担当者に指示すること。
		②-3	医療情報システム等の動作確認に際し、受託 した個人情報をやむを得ず使用する場合に ついて、医療機関等と合意する。	◎					
1.4. 教育訓練の実施	①医療情報システム等 提供に係る教育訓練の 実施	①-1	医療情報を操作する可能性のある受託事業者 の職員の全てに個人情報保護及び情報セキュ リティに関する教育を行い、一定水準の理解 を得た職員だけを業務に従事させる。	◎	医療情報システム等提供に係る職員（派 遣従業員含む）が定められた手順を理解 しないことで、過失による事故が発生す る。	企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	② 個人情報の安全管理に関する職員への教育・訓練を採用時及び定期的に実施するこ と。また、教育・訓練の実施状況について定期的に経営層に報告すること。
		①-2	派遣従業員に関しては、派遣元に対し、個人 情報保護及び情報セキュリティに関する一定 水準の知識、理解を持つ、あるいは持つこと ができる人員を選定、派遣することを求め、 受入れ後に正規職員同等の教育を行う。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療機関等の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、委託契約の契約書に守 秘・非開示に関する内容を含めること。
		①-3	この教育は新しい脅威や情報セキュリティ技 術の推移に合わせて定期的に行う。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	④ ③の委託契約の際に、当該委託先事業者の就業規則等に①及び②の対応を含めるよう 求める こと。
		①-4	医療情報を操作する受託事業者の職員（派遣 従業員含む）の退職時又は契約終了時以降の 守秘義務について、教育・訓練に含める。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	① 医療情報を取り扱う者を職員として採用するに当たっては、雇用契約に雇用中及び退 職後の守秘・非開示に関する条項を含める等の安全管理対策を実施すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項				
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容	
1.5. 運用状況のモニタリ ング	①医療情報システム等 提供に係る閲覧・操作 内容のモニタリング	①-1	受託事業者の職員による安全管理策違反の疑 いが発生した際には、ただちに医療情報への アクセス権を停止し、改竄又は破壊等の行為 が行われていないことを検証する。	◎	医療情報システム等提供に係る職員（派 遣従業員含む）が業務上不必要な医療情 報の閲覧や操作を行う。	企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療機関等の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、委託契約の契約書に守 秘・非開示に関する内容を含めること。	
						企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	④ ③の委託契約の際に、当該委託先事業者の就業規則等に①及び②の対応を含めるよう 求めること。	
		①-2	医療情報システム等の保守業務を行う際に は、原則として業務の事前及び事後に医療機 関等の管理者に対して書面等による通知を行 う。事前の了解を必要とする業務及びその業 務について事前の了解を得ることができない 場合の対応方法について、医療機関等と合意 する。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教 育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療情報が保存されている場所等については、記録・識別、入退室の制限等の管理を 行うこと。また、医療情報の保管場所には施錠等の対応を行うこと。	
						システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場 所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行わ れていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、 自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。	
	企画管理編					1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	⑧ 保守に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。ま た、必要に応じて、保守を行うシステム関連事業者と契約やSLA等により管理項目につい て取決めを行うこと。		
	①-3	保守業務実施後には、医療機関等に対し報告 等を行い、医療機関等の管理者の確認を得 る。本手順の対応について、医療機関等と合 意する。	◎	企画管理編		1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	⑨ 医療情報システムの動作確認や保守においては、原則として個人情報を含む医療情報 を用いないことを運用管理規程等に含めること。また、やむを得ず医療情報を用いる場合 には、漏洩等が生じないために必要な対策を講じる旨を示し、その具体的な手順の策定を 担当者に指示すること。		
				企画管理編		1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	⑧ 保守に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。ま た、必要に応じて、保守を行うシステム関連事業者と契約やSLA等により管理項目につい て取決めを行うこと。		
	①-4	医療情報システム等の保守業務を医療機関等 の施設内で行う際の対応について、医療機関 等と合意する。	◎	企画管理編		9. 医療情報システムに用いる 情報機器等の資産管理	【遵守事項】	② 医療機関等が管理する情報機器等について、台帳管理等を行うこと。台帳管理等の対 象は、医療機関等内部の購入部署や購入形態に関わらず、医療情報システムで利用する情 報機器等全てとすること。		
	②機器や媒体の定期的 な所在確認	②-1	電子媒体は台帳を作成して管理する。台帳と 電子媒体を定期的に検証し、盗難、紛失の発 生を検証する。台帳においては利用に関する 記録を行い、電子媒体の廃棄後も一定期間に わたり記録を維持する。	◎		機器や媒体の紛失・盗難発生時に、紛 失・盗難を早期を発見できず、被害が拡大 する。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる 情報機器等の資産管理	【遵守事項】	② 医療機関等が管理する情報機器等について、台帳管理等を行うこと。台帳管理等の対 象は、医療機関等内部の購入部署や購入形態に関わらず、医療情報システムで利用する情 報機器等全てとすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-2	情報を格納する機器・媒体等については、台帳管理等を行い、定期的に所在確認を行う。	◎		企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	③ 台帳管理されている医療情報システムに用いる情報機器等の棚卸を定期的に行い、存在確認を行うこと。また担当者と協働して、滅失状況などについても適宜確認すること。
		②-3	個人情報が保存されている機器や媒体は、サービスの提供及び運用上、必要最低限とし、定期的に所在確認や棚卸し等を行う。	◎					
	③システム構成やソフトウェアの動作状況に関する内部監査の実施	③-1	システム構成やソフトウェアの動作状況に関する内部監査の内容、手順等を運用管理規程等に含める。	◎	システム構成やソフトウェアの不備により、意図しない情報の虚偽入力、書き換えや消去、混同が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑫ システム構成やソフトウェアの動作状況に関する内部監査を定期的を実施すること。
1.6. 物理的に情報を搬送する場合の対策	①組織外に持出する情報に対する暗号化等の対策	①-1	物理的に情報を搬送する際には以下の対策を実施する。 ・ 医療機関等が合意する基準にもとづいて信頼できる配送業者を選択する。 ・ 配送時の作業者については、発送元、受領先の双方で身分確認を行い第三者によるなりすましを防ぐ。 ・ 配送業者等による電子媒体の抜き取り等を防ぐため、交換する電子媒体の数と種類について、予め情報交換して受領時に欠損が無いことを確認する。 ・ 配送業者等による電子媒体からの情報の抜き取りを防ぐため、不正な開封を検出することのできるコンテナ等を利用する。 ・ 電子媒体を発送、受領する際は、配送業者と直接行い、第三者を介さない。 ・ 電子媒体により情報を交換する場合、移送中の安全管理上のリスクがある場合には電子媒体内のデータに暗号化を施す。	◎	搬送中の電子媒体内の情報が抜き取られることで、情報漏洩が生じる。	システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	② 保守業務を行う事業者に対して、原則として個人情報を含むデータの持出しを禁止すること。やむを得ず持ち出しを認める場合には、企画管理者の承認を得て許諾すること。
1.7. 解析及び第三者提供の制限	①受託した医療情報の解析及び第三者提供の制限	①-1	受託した医療情報を保守・運用を行うために閲覧するのは必要最小限とする。	◎	患者等からの同意を得ないまま、医療情報の解析や第三者提供が行われる。	システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	③ 医療情報及び情報機器等の持出しに際しての盗難、置き忘れ等に対応する措置として、医療情報や情報機器等に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、容易に内容を読み取られないようにすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
						企画管理編	1. 管理体系	【遵守事項】	① 医療情報システムの管理に関する法令等について理解し、医療機関等の組織全体として法令等を遵守できるよう、必要な措置を講じること。
		①-2	①-1の閲覧が必要な場合には、緊急時を除き、システム管理者の事前・事後の承認により実施する。	◎		企画管理編	1. 管理体系	【遵守事項】	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者（以下「委託先事業者」という。）等に対しても①に関して必要な措置を講じよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応をすること。
		①-3	受託した医療情報を緊急時に閲覧した場合には、閲覧した受託情報の範囲及び緊急で閲覧が必要な理由等を示して、システム管理者の承認を得る。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	① 医療情報を取り扱う者を職員として採用するに当たっては、雇用契約に雇用中及び退職後の守秘・非開示に関する条項を含める等の安全管理対策を実施すること。
		①-4	①-1～①-3における閲覧に係る範囲、手順等について、医療機関等と合意する。また①-2、①-3により医療情報を閲覧した場合に、速やかに医療機関等にその旨の報告を行う。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	③ 医療機関等の事務、運用等を外部の事業者に委託する場合は、委託契約の契約書に守秘・非開示に関する内容を含めること。
		①-5	受託した医療情報の解析・分析は、医療情報システム等提供に係る契約とは独立した契約に基づいて医療機関等からの委託を受けた場合を除いて行わない。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	④ ③の委託契約の際に、当該委託先事業者の就業規則等に①及び②の対応を含めるよう求めること。
		①-6	受託した医療情報を匿名加工した情報も、医療情報に準じて取り扱う。	◎		企画管理編	7. 安全管理のための人的管理 （職員管理、事業者管理、教育・訓練、事業者選定・契約）	【遵守事項】	⑦ 医療情報の外部保存の委託先事業者との契約には、以下の内容を含めること。 － 委託元の医療機関等、患者等の許可なく保存を受託した医療情報を分析等の目的で取り扱わないこと。 － 保存を受託した医療情報の分析等は正当な目的の場合に限り許可されること。 － 匿名化した情報であっても、匿名化の妥当性の検証を行う、及び院内掲示等を使って取扱いをしている事実を患者等に知らせるなどして、個人情報保護に配慮した上で取り扱うこと。 － 保存を委託する医療機関等に患者がアクセスし、自らの記録を閲覧できるような仕組みを提供する場合は、外部保存の委託先事業者に適切な利用者権限や閲覧の範囲を設定し、情報漏洩や、誤った閲覧（異なる患者の情報を見せてしまう又は患者に見せてはいけない情報が見えてしまう等）が起こらないように配慮すること。 － 情報の提供は、原則、患者が受診している医療機関等と患者との間での同意に基づいて実施すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-7	受託した医療情報は、法令による場合又は医療機関等の指示に基づく場合を除き、患者本人を含め、第三者への提供は行わない。	◎					
		①-8	①-7の内容を、医療情報システム等提供に係る契約に含める。	◎					
		①-9	医療機関等の指示に基づき、受託した医療情報の第三者提供（閲覧）を行う場合には、医療機関等が許諾した者以外が閲覧・取得できないように対応策を講じる。	◎					
		①-10	①-9により、第三者提供（閲覧）を行う場合には、閲覧・取得が可能な者のID及び利用権限について、医療機関等又はその委託を受けた者（医療情報連携ネットワーク等）の指示に基づき、速やかに変更・削除できる対応を行う。	◎					
		①-11	医療機関等の指示に基づいて受託した医療情報の第三者提供を行った場合には、医療機関等に対してその内容（提供先（閲覧者）、閲覧情報、閲覧日時等）の報告を行う。	◎					
		①-12	①-7～①-11により第三者提供及びその報告を行うための条件、範囲等について、医療機関等と合意する。	◎					
1.8. 情報の破棄に係る記録の提出	①情報の破棄に係る実施記録の取得及び医療機関等への提出	①-1	情報の破棄を実施した場合に、医療機関等の求めに応じて、実施担当者及び情報の削除方法（電磁記録媒体の消磁・物理的破壊等）を含む実施内容を医療機関等に対して報告し、破棄記録等を提出する。	◎	情報の破棄が正しく行われず、電子媒体が再利用された場合に残留した情報の漏洩が生じる。	企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑫ 保存等を委託している医療情報を破棄する場合、委託先事業者に対して、医療情報の破棄等（格納する記録媒体・情報機器等の破壊含む）を行ったことについての証拠等の提出を求めること。システム関連事業者のサービス等の性格上、破棄等を行ったことの証拠の提出を求めることが困難な場合には、当該事業者における破棄等の手順等の提供を求め、委託先事業者における破棄の手順等が、医療機関等が定める破棄の手順等に適合するよう、事前に協議した上で、委託契約等の内容にも含めること。
		①-2	物理的な電子媒体の破壊措置及び破壊した電子媒体の処分については受託事業者自身で行うことが望ましい。外部の専門事業者に依頼する場合には、事業者選択の根拠を医療機関等に示し十分な理解を得る。また、破壊措置により情報の読み出しが不可能となったことの証明書等を受け取り、保管しておく。	○		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑪ 外部保存を受託する事業者に破棄を委託した場合は、確実に医療情報が破棄されたことを、証拠または事業者の説明により確認すること。
		①-3	①-1で講じる措置及び資料を提供するのに必要な条件等について、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑫ 保存等を委託している医療情報を破棄する場合、委託先事業者に対して、医療情報の破棄等（格納する記録媒体・情報機器等の破壊含む）を行ったことについての証拠等の提出を求めること。システム関連事業者のサービス等の性格上、破棄等を行ったことの証拠の提出を求めることが困難な場合には、当該事業者における破棄等の手順等の提供を求め、委託先事業者における破棄の手順等が、医療機関等が定める破棄の手順等に適合するよう、事前に協議した上で、委託契約等の内容にも含めること。
		①-4	医療情報システム等提供の停止又は医療機関等における医療情報システム等利用停止が生じた場合は、速やかに、記録の削除、媒体の廃棄等を行う。記録の削除、媒体の廃棄等を行った場合には、これを証明する資料を医療機関等に対して提出する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-5	①-4に関して、医療機関等へのサポート（所管官庁への情報提供含む）等に関連して必要最低限の範囲で、記録を保持し続ける場合には、その目的、範囲、期間、記録の管理方法、安全管理措置、連絡先等について、医療機関等と合意する。	◎					
1.9. 再委託を行う場合の再委託先の管理	①再委託を行う場合の医療機関等への情報提供と再委託先の適切な監督	①-1	情報システム等に関する再委託を行う場合には、事前に医療機関等の管理者に対して説明を行い、合意を得る。また、当該再委託に係る契約において体制を明確にする。	◎	再委託先において対象事業者と同等の対策が講じられないことで、再委託先が原因となる事故が発生する。	企画管理編	1. 管理体系	【遵守事項】	② 委託先の医療情報システム・サービス事業者（以下「委託先事業者」という。）等に対しても①に関して必要な措置を講じるよう契約において求め、その対応状況を定期的に把握すること。委託先事業者が再委託を用いる場合も同様の対応をすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	再委託先には、自社と同等の個人情報保護指針等を遵守させる。	◎					
		①-3	再委託に係る契約に、委託業務に係る守秘義務を含める。	◎					
		①-4	再委託先に対して、委託先要員に自社と同等の守秘義務があることを確認する。	◎					
		①-5	医療情報システム等の保守等の体制変更が生じた場合に、医療機関等を行う報告の範囲、内容等及びその情報の提供に関する条件について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-6	医療情報システム等の保守に関して、外部事業者にその一部又は全部を委託する場合には、自社において実施している運用管理規程及び安全管理措置等への対応を、当該外部事	◎					
		①-7	①-6の実施状況に関して、契約実施ごとに又は定期的に、外部事業者に対して報告を求め、確認する。	◎					
		①-8	再委託先により提供される医療情報システム等の安全管理策及びサービスレベルが十分であることを確認する。	◎					
		①-9	再委託先による医療情報システム等の実施、運用、維持について定期的に検証する。	◎					
		①-10	再委託先による医療情報システム等の実施、運用、維持について定期的サービス実施について事前、事後報告を義務づけ、報告内容を点検確認する。	◎					
		①-11	再委託先による医療情報システム等を実施する人員は予め届け出を行い、サービス実施時に不正な人員を受入れない。	◎					
		①-12	医療情報システム等の実施中に再委託先が管理区域に立ち入る場合は顔写真を券面に入れた身分証明を携帯する。	◎					
		①-13	再委託先による医療情報システム等の実施にともなう処理施設内への立ち入り手順に関しては、受託事業者の職員の入室、退室手順に	◎					
		①-14	再委託先による医療情報システム等の変更時には、引き続き安全性が維持されていることについて適切な検証を行う。	◎					
		①-15	医療情報システム等の保守点検作業を外部事業者に委託する場合には、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン システム運用編「10. 医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置」に従い管理策を実施する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-16	外部事業者が医療情報システム等を実施する際は、受託事業者又は外部事業者の正規職員が管理している状況で作業を行うことが望ましい。	○					
1.10. 非常時に備えた対応	①医療情報システム等の提供に係る事業影響度分析の実施	①-1	医療情報処理に関わる業務プロセス（プロセスを実施するための作業員を含む）、情報処理装置等について識別する。	◎	災害発生時における事業継続のための対策が過少又は費用対効果の観点で過剰となる。	システム運用編	1 1. システム運用管理（通常時・非常時等）	【遵守事項】	① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにするとともに、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時用ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的／物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	業務プロセス間の相互関係を評価する。	◎					
		①-3	事業を継続するための業務プロセスの優先順位を明確にする。	◎					
		①-4	医療情報システム等に発生するハードウェア及びソフトウェアの障害が業務プロセスに与える影響について識別する。	◎					
		①-5	医療情報システム等に発生するハードウェア及びソフトウェアの障害が他のハードウェア、ソフトウェアに及ぼす影響、相互作用について認識し、影響度の大きなハードウェア及びソフトウェアを識別する。	◎					
	②医療情報システム等の提供に係る事業継続のための計画策定と模擬試験等による検証	②-1	医療情報システム等の提供における医療機関等が想定する医療の継続性の観点を入れて、医療情報処理に関する事業継続計画を策定する。	◎	災害発生時に、医療情報システム等を最大許容停止時間内に復旧できない。	システム運用編	1 1. システム運用管理（通常時・非常時等）	【遵守事項】	① 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにするとともに、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時用ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的／物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。
		②-2	策定した事業継続計画について模擬試験を含めた適切な方法でレビューする。	◎					
		②-3	事業継続計画について定期的に見直しを行う。	◎					
		②-4	策定される事業継続計画には次のような事項を含むことが望ましい。 ・ 事前準備計画 ・ 「非常時」判断手順 ・ 関係者の召集、対応本部の設置 ・ 機器及び作業員の縮退措置及び代替施設の手配措置 ・ バックアップ施設等、代替施設への切替え措置 ・ 代替施設運用中の考慮事項（非常時アカウントの運用手順、復帰後に医療情報を正常システムに同期するための配慮等） ・ 障害の拡大範囲に関する判断手順、基準 ・ 正常復帰の判断手順、基準 ・ 正常復帰後の医療情報システム等の点検手順（不正侵入、情報改竄、情報破損等の検出等） ・ 所管官庁への連絡体制、等	○					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-5	策定した事業継続計画に基づくサービス内容について、医療機関等と合意する。	◎					
	③医療情報システム等復旧後における整合性確保	③-1	非常時に行ったデータ処理の結果が、サービス回復後に齟齬が生じないよう、データの整合性を確保するための対応策（規約の策定・検証方法の規定等）を講じる。	◎	非常時の代替手段で処理した情報が医療情報システム等復旧後に正しく処理できない。	企画管理編	1 1. 非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）対応とBCP 策定	【遵守事項】	① 医療情報システムの安全管理に関して、非常時における対応方針と対応手順・内容の整理を行い、経営層の承認を得ること。対応方針には、非常時の定義のほか、通常時への復旧に向けた計画を含めること。
	④非常時用の利用者アカウントや機能の管理手順の策定	④-1	非常時に用いる利用者アカウント及び非常時用の機能の有効化のための措置について、医療機関等と合意する。	◎	非常時用のアクセス制限が緩和された利用者アカウントや機能が通常時に悪用される。	システム運用編	1 1. システム運用管理（通常時・非常時等）	【遵守事項】	④ 非常時の医療情報システムの運用について、次に掲げる対策を実施すること。 － 「非常時のユーザアカウントや非常時用機能」の手順を整備すること。 － 非常時機能が通常時に不適切に利用されることがないようにするとともに、もし使用された場合に使用されたことが検知できるよう、適切に管理及び監査すること。 － 非常時用ユーザアカウントが使用された場合、正常復帰後は継続使用ができないように変更すること。 － 医療情報システムに不正ソフトウェアが混入した場合に備えて、関係先への連絡手段や紙での運用等の代替手段を準備すること。 － サイバー攻撃による被害拡大の防止の観点から、論理的／物理的に構成分割されたネットワークを整備すること。 － 重要なファイルは数世代バックアップを複数の方式で確保し、その一部は不正ソフトウェアの混入による影響が波及しない手段で管理するとともに、バックアップからの重要なファイルの復元手順を整備すること。
		④-2	非常時に用いる利用者アカウントの利用状況については定期的にレビューを行う。	◎					
		④-3	非常時に用いる利用者アカウントが利用された場合、システム管理者及び運用者がこれを速やかに確認できるための措置を講じる。	◎					
		④-4	非常時に有効化した利用者アカウント及び非常時用の機能については、正常復帰後、速やかに無効化を図る。	◎					
1.11. サイバー攻撃等による障害発生時の対応	①サイバー攻撃等による障害発生時の医療機関等への速やかな状況報告	①-1	サイバー攻撃等により、サービスの提供に支障が生じた場合において、サービスに生じている障害の状況及び復旧に関する見通し等について、医療機関等に速やかに報告を行う。	◎	サイバー攻撃発生時に医療機関等に求められる関係者及び所管官庁への速やかな報告が実施できないことで、必要な措置が講じられない。	企画管理編	1 2. サイバーセキュリティ	【遵守事項】	⑦ サイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報の漏洩や医療サービスの提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（平成30年10月29日付け医政総発1029第 1 号・医政地発1029第 3 号・医政研発 1029第 1 号厚生労働省医政局関係課長連名通知）に基づき、所管官庁への連絡等の必要な対応を行うほか、そのために必要な体制を整備すること。また、上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。
		①-2	サイバー攻撃、その他医療機関等における危機管理対応時において、対象事業者が医療機関等と医療情報システム等に関して委託契約を締結している場合、対象事業者は、医療機関等への危機管理対応内容に応じて構築すべき体制（事業者内の危機対応体制の構築の要否や責任者等）やその内容（情報提供方法、役割分担の設定の必要性の判断等）等を運用管理規程に定める。	◎					
		①-3	医療機関等が所管官庁に対して法令に基づき提出する資料を円滑に提出できるよう、サービスの提供に用いるアプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ等は国内法の執行が及ぶ場所に設置する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	②サイバー攻撃等による原因調査のためのログ等の記録の保全	②-1	サイバー攻撃等により、サービスの提供に支障が生じた場合に、その原因探査に必要なログ等の記録を保全するための措置を講じる。	◎	サイバー攻撃発生後にログ等を用いた被害範囲や原因調査が困難となる。				
1.12. ネットワーク上の責任範囲・役割の合意	①外部と医療情報を交換する際の責任範囲・役割の合意	①-1	ネットワーク経路におけるウイルスや不正なメッセージの混入等の改竄に対する防護措置に関する受託事業者の役割の範囲について、医療機関等と合意する。	◎	他の事業者及び医療機関等との間で責任範囲の認識の相違が生じることで、本来必要な対策が通信回線のいずれの箇所でも講じられない。	システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑨ ネットワーク経路でのメッセージ挿入、不正ソフトウェアの混入等の改ざん及び中間者攻撃等を防止する対策を実施すること。
		①-2	ネットワーク経路におけるウイルスや不正なメッセージの混入等の改竄に対する防護措置に関する受託事業者の役割の範囲について、医療機関等と合意する。	◎		システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑩ 施設間の経路上においてクラッカーによるパスワード盗聴、本文の盗聴を防止する対策を実施すること。
		①-3	ネットワークで用いられる医療機関等の施設内のルータについて、これを經由して施設間を結ぶVPNの間で送受信ができないように経路設定すること等に関する受託事業者の役割分担について、医療機関等と合意する。	◎		システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑤ ルータ等のネットワーク機器について、安全性が確認できる機器を利用し、不正な機器の接続や不正なデータやソフトウェアの混入が生じないよう、セキュリティ対策を実施すること。 特にVPN接続による場合は、施設内のルータを經由して異なる施設間を結ぶ通信経路の間で送受信ができないように経路を設定すること。
		①-4	回線の管理、品質等に対する受託事業者の管理責任の所在や管理方法について、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	2. 責任分界	【遵守事項】	④ 委託先事業者等と責任分界の取決めを行う際には、委託先事業者が提供する医療情報システム・サービスの内容を踏まえて、安全管理に関する役割分担についても取り決めること。
		①-5	通常運用時及び非常時の医療機関等と受託事業者との起点から終点までの通信手順、その他医療情報システムの安全管理に関するガイドライン システム運用編「1 3. ネットワークに関する安全管理措置」に定めるネットワーク経路及びこれに関連する機器等に係る責任の所在を明確にし、受託事業者の負う管理責任の所在や管理方法について、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	2. 責任分界	【遵守事項】	⑤ 委託先事業者等において複数の関係者が関与する場合には、その関係を整理し、医療機関等が直接責任分界を取り決める相手方を特定すること。また、関与する関係者への管理なども責任分界の取決めに含めること。さらに、責任分界の取決めに際しては、委託先事業者間での役割分担なども含めて、取決め内容に漏れがないよう留意すること。
		①-6	交換する情報の機密レベルについて、受領側で機密レベルが低くならないよう、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	2. 責任分界	【遵守事項】	⑥ 第三者提供を行う際の責任分界については、技術的な内容と手続的な部分の役割分担を含めて取り決めること。
		①-7	医療機関等の管理者の患者等に対する説明責任、管理責任等に関し、受託事業者が負う管理責任の所在や管理方法について、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑩ 医療情報システムで用いるシステム、サービス、情報機器等の品質を適切に管理し、必要に応じて、改善措置を講じること。品質の管理方法については、担当者と協働して検討すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-8	サービスにより管理する医療情報を患者等の閲覧に供する場合に、受託事業者において対応すべきセキュリティ上の措置の条件、内容等について、医療機関等と合意する。	◎		企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	⑨ 患者等に情報を閲覧させるために医療情報システムへのアクセスを許可する場合には、患者等に対して、情報セキュリティに関するリスクや情報提供目的について説明を行い、それぞれの責任範囲を明確にすること。
		①-9	交換する情報の機密レベルについて、受領側で機密レベルが低くならないよう、医療機関等と合意する。	◎					
		①-10	医療機関等の管理者の患者等に対する説明責任、管理責任等に関し、受託事業者が負う管理責任の所在や管理方法について、医療機関等と合意する。	◎					
1.13. 機器・ソフトウェアの品質管理	①医療情報システム等に関する構成図や仕様に係るドキュメント作成	①-1	医療情報システム等における機器及びソフトウェアの構成図を作成する。	◎	医療情報システム等の構成や仕様の問題に起因する意図しない情報の虚偽入力、書き換えや消去、混同が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑩ 医療情報システムで用いるシステム、サービス、情報機器等の品質を適切に管理し、必要に応じて、改善措置を講じること。品質の管理方法については、担当者と協働して検討すること。
		①-2	医療情報システム等のネットワーク構成図を作成する。	◎		システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項	【遵守事項】	③ 医療情報システムで利用するシステム、サービス、情報機器等の品質を定期的に管理するための手順を作成し、これに従い必要な措置を講じ、企画管理者に報告すること。
		①-3	①-1、①-2で作成する各構成図に含まれる機器等について、システム要件等の説明を付した資料を作成する。	◎					
		①-4	医療情報システム等を構成する機器及びソフトウェア等の更新の仕様等に関する資料並びにその更新履歴を作成する。	◎					
		①-5	①-1～①-4で策定した資料等を医療機関等の求めに応じて提出することについて、開示内容、範囲、条件等を医療機関等と合意する。	◎					
	②機器・ソフトウェアの導入や変更における事前検証の実施	②-1	保守に伴う情報処理装置及びソフトウェアの変更がもたらす影響の評価を行う。	◎	機器・ソフトウェアのバージョン不整合やバグの混入等に起因する意図しない情報の虚偽入力、書き換え、消去及び混同	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑪ 情報機器、ソフトウェアの品質管理に関する対応を運用管理規程で定めるとともに、具体的な手順の作成と実施を担当者に指示すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-2	変更が既存の業務及び設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、安全なデータの保存を保証するため、影響を最小限に抑える方策を講じる。	◎	が生じる。				
		②-3	情報処理に供するアプリケーションについては、受託事業者自身で開発したアプリケーションを用いる。外部開発事業者が開発したアプリケーションを用いる場合には、事前に安全性を十分に検証した上で用いる。	◎					
		②-4	ソフトウェアに不正プログラムが混入することが無いよう、バイナリコードレベル、ソースコードレベルの双方で検証プロセスを実施することが望ましい。	○					
		②-5	業務に供するソフトウェア及びオペレーティングシステムソフトウェアについて、十分な試験を行った上で導入する。	◎					
	③本番環境と開発環境の分離	③-1	ソフトウェア開発を行う際には、運用されているソフトウェアに影響を与えない環境で行う。	◎	本番環境と開発環境が分離されておらず、本番環境に不正プログラムが混入されたり、不適切なデータ・プログラムが置かれてしまう。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑪ 情報機器、ソフトウェアの品質管理に関する対応を運用管理規程で定めるとともに、具体的な手順の作成と実施を担当者に指示すること。
		③-2	開発施設では不正プログラムが混入することを避けるため、不特定多数が利用するネットワーク（インターネット等）と接続を持つ場合には不正プログラムへの対策を行う。	◎					
		③-3	運用施設に保存されている医療情報を開発施設及び試験施設にコピーしない。	◎					
		③-4	運用システムの混乱を避けるため、開発用コード又はコンパイラ等の開発ツール類を運用システム上に置かない。	◎					
		③-5	情報処理に不必要なファイル等を運用システム上におかない。	◎					
1.14. 変化に伴う医療機関等への影響の最小化	①医療情報システム等に用いる機器やソフトウェアのサポート	①-1	医療情報を格納する機器、媒体等の見読性が確保されていることを定期的に確認する。	◎	機器やソフトウェアの不具合発生時に、機器の交換やソフトウェアのパッチ適応等の是正が行われない。	システム運用編	5. システム設計の見直し（標準化対応、新規技術導入のための評価等）	【遵守事項】	④ 電子媒体に保存された全ての情報とそれらの見読化手段を対応付けて管理すること。また、見読化手段である情報機器、ソフトウェア、関連情報等は常に整備された状態にすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	受託する医療情報を格納する機器・媒体等の見読性確保が困難となる可能性がある場合（媒体の劣化、読取装置等のサポート切れ等）、速やかに代替的な措置を講じ、見読性確保のための対応を行う。	◎					
		①-3	それぞれの装置は製造元又は供給元が指定する間隔及び仕様に従って保守点検を行い、必要であれば交換を行う。	◎					
		①-4	情報システムに関する機器については、定期的に劣化状況に関する検査を行い、必要な措置を講じる。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑤ 記録媒体の劣化への対応を図るための一連の運用の流れを運用管理規程に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
		①-5	医療情報システム等について、機器やソフトウェア等の提供事業者におけるサポート終了等が生じた場合は、サービスへの影響範囲について分析を行い、必要な措置を講じる。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	⑤ 記録媒体、ネットワーク回線、設備の劣化による情報の読み取り不能又は不完全な読み取りを防止するため、記録媒体が劣化する前に、当該記録媒体に保管されている情報を新たな記録媒体又は情報機器に複写等の情報の保管措置を講じること。
		①-6	医療情報システム等について、機器の劣化や提供事業者における機器やソフトウェア等のサポート終了等により、サービスの一部又は全部の提供が困難となる場合やサービスに変更が生じる場合には、利用している医療機関等への影響を最小とするための措置を講じるほか、医療機関等が対応するために十分な期間をもって告知を行う。	◎					
		①-7	①-6においてサービスの一部又は全部の停止、変更等が生じる場合の医療機関等への対応の内容、条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
	②保守作業に伴う医療情報システム等停止時間の最小化	②-1	情報処理装置及びソフトウェアの保守作業については、情報処理業務の停止時間を最小限に留めるように計画をたてて実施する。	◎	保守作業に伴う情報システム・サービス停止が長引くことにより、医療サービス提供に支障が生じる。				
		②-2	保守業務における事前の通知には、保守業務の影響が及ぶ範囲を明示し、保守業務が完遂しなかった場合を想定して原状回復に必要な時間の予測を含める。	◎					
		②-3	保守業務の実施にあたっては、医療機関等がサービスを利用できない状況に陥らないよう十分な対応策を講じ、その手順を運用管理規程に含める。	◎					
		②-4	②-3に定めた手順を医療機関等に示し、医療機関等と合意する。なお、本手順に基づき保守を行う際に必要となる事項等について、医療機関等と合意する。	◎					
		②-5	②-3で示された手順について、医療機関等が対応すべき事項がある場合、医療機関等と合意する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	③医療情報システム等の停止や仕様変更時の対応	③-1	サービスの一部又は全部の停止やサービス変更の場合（軽微なバージョンアップは含まない）には、医療情報システム等を利用している医療機関等への影響を最小とするための措置を講じるほか、医療機関等が対応するために十分な期間をもって告知を行う。	◎	突然の医療情報システム等の停止や仕様変更により、医療機関等において十分な準備が行えず大きな影響を及ぼす。	企画管理編	1 1．非常時（災害、サイバー攻撃、システム障害）対応とBCP 策定	【遵守事項】	④ 医療情報システムの安全管理に関して、非常時における対応方針と対応手順・内容の整理を行い、経営層の承認を得ること。対応方針には、非常時の定義のほか、通常時への復旧に向けた計画を含めること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		③-2	③-1の場合、受託した医療情報を、医療機関等に返却する。返却するデータの範囲（データ種類、期間等）、データ形式(データ項目、項目の詳細、ファイル形式)、返却方法、条件については、医療機関等と合意する。また医療機関等のサービス利用開始後に、医療機関等と合意した内容を変更する場合には、③-1に準じた対応策を講じる。	◎		システム運用編	1 1. システム運用管理（通常時・非常時等）	【遵守事項】	② 医療情報システムの稼働状況などを把握するため、パフォーマンス管理、死活監視などを行うこと。
		③-3	③-2におけるデータの返却については、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン システム運用編「5. 1 医療情報システム等における情報の相互運用性と標準化の重要性」に従って行うこととし、その内容について医療機関等と合意する。なお、返却するデータに、受託事業者において実施した不可逆的な圧縮（画像データ等）や変換（パスワード等）によるデータが含まれる場合があるので、その旨も合わせて、医療機関等と合意する。	◎					
		③-4	③-1においてサービスの変更を含む医療情報システム等の一部又は全部の停止（軽微なバージョンアップは含まない）が生じる場合の医療機関等への対応の内容（移行支援等で、③-2の対応は除く）、条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
		③-5	医療機関等の都合により医療機関等の医療情報システム等利用が終了する場合も、③-2、③-3に示す対応策を講じる。	◎					
		③-6	③-1～③-5についての手順等を、運用管理規程等を含める。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
2.1. 入退管理	①機器や媒体の設置場所への認証や入退管理	①-1	機器や媒体の設置場所等のセキュリティ境界への入退管理については、個人認証システム等による制御に基づいて行い、入退者の特定ができるようにする。これによることが難しい場合には、例えば、入退に必要な暗証番号等の変更を週単位で行う等、入退者を特定しうる方策を講じる。	◎	許可された者以外が機器や媒体に直接アクセスする。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。
						システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。
						システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	③ 個人情報が保管されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講じること。
		①-2	機器や媒体の設置場所については、許可された者のみが入退できるように制限する。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。
		①-3	医療情報システム等を設置、医療情報を保管する部屋の出入りを制限するため、有人の受付、機械式の認証装置のいずれか、あるいは双方を設置して、入退館及び入退室者の確実な認証を行う。	◎					
		①-4	有人受付を置かずに機械式の認証装置により入退室者を管理する場合には、生体認証を一つ以上含む複数要素を利用した認証装置を利用する。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。
		①-5	有人受付、機械式入退管理のいずれの場合も認証履歴を取得し、定期的に履歴を検証して、不審な活動が無いことを確認する。	◎					
		①-6	受託事業者の職員の業務に応じて執務室内に滞在できる時間を指定する。	◎					
		①-7	機械式の認証装置で利用する認証要素としては、ハードウェアトークン又はICカード等の認証デバイス、暗証番号（PIN）、パスワード等の記憶要素、生体情報（バイオメトリクス）等を組み合わせることが望ましい。	○					
		①-8	機器や媒体の設置場所への入退状況の管理（入退記録のレビュー含む）は定期的に行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
2.2. 施錠管理・鍵管理	①サーバラックやキャビネットの施錠管理・鍵管理	①-1	受託事業者の専有する領域に医療情報システム等を設置する場合には、以下に示す物理的安全管理策を施す。外部事業者が運用するデータセンター及びサーバ環境（専有サーバ、仮想プライベートサーバ等）を利用する場合においても、同等の措置がとられていることを確認する。 ・医療情報が保存されるサーバ機器等への不正アクセスを防止するため、サーバラックの施錠管理、鍵管理を行う。	◎	サーバラックやキャビネット内の機器や媒体の紛失・盗難が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	機器、媒体等の設置場所等のセキュリティ境界について、施錠管理を行う。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	③ 記録媒体及び記録機器の保管及び取扱いについて、運用管理規程を作成し、適切な保管及び取扱いを行うよう関係者に周知徹底す
		①-3	サーバ等を格納するラック等について、施錠管理を行う。	◎		システム運用編	1 2. 1 サーバルーム等の物理的要件	【遵守事項】	医療情報の記録媒体や医療情報システムが格納されるキャビネットやシステムラックなどについては、施錠管理されていることが求められる。
		①-4	媒体等を格納するキャビネット等について、施錠管理を行う。	◎					
		①-5	電子媒体を保存するキャビネット等には十分な安全強度を持つ物理的施錠装置を設け、鍵管理について十分に配慮する。	◎					
		①-6	データセンターを運営する外部事業者が、自社専有の建物と同等な安全管理策を実施する等、受託事業者の管理外にある者の物理的な不正操作に対する十分な安全性が確保されていることを確認する。	◎					
		①-7	医療情報システム等の設置されるサーバラックには施錠を行い、定められた受託事業者の職員以外が鍵を扱わないよう、確実な鍵管理を行う。	◎		システム運用編	1 2. 1 サーバルーム等の物理的要件	【遵守事項】	医療情報の記録媒体や医療情報システムが格納されるキャビネットやシステムラックなどについては、施錠管理されていることが求められる。
		①-8	受託事業者が医療情報システム等の設置されるサーバラックを解錠して行う作業については、作業者、作業開始時刻、作業終了時刻、作業内容等について記録する。	◎					
		①-9	データセンターを運営する外部事業者がサーバラックを解錠して作業を行う場合には、事前連絡を原則とし、医療情報システム等、医療情報に影響を与えないことを確認する。	◎					
		①-10	医療情報システム等であることが、同じデータセンター内に立ち入る他事業者にわからないよう、扱う情報の種類、システムの機能等が識別できるような情報を外部から見える状態にしない。	◎					
		①-11	医療情報システム等の設置されるサーバラックの施錠装置については、ハードウェアトークン又は ICカード等の認証デバイス、暗証番号（PIN）、パスワード等の記憶要素、生体情報（バイオメトリクス）等を組み合わせることが望ましい。	○					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-12	受託事業者の管理外にある者の不正なアクセスに対する十分な安全性が確保されていることを確認する。	◎					
		①-13	機器や媒体の保存場所（ラック、保管庫含む）の外部から、取り扱う情報の種類、システムの機能等が識別できるような情報が見えないようにする。	◎					
		①-14	①-1～①-13につき、運用管理規程等に規定する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
2.3. 不正な侵入の監視	①防犯カメラ等による医療情報を処理する施設内への侵入監視	①-1	受託事業者の専有する領域に医療情報システム等を設置する場合には、以下に示す物理的安全管理策を施す。外部事業者が運用するデータセンター及びサーバ環境（専有サーバ、仮想プライベートサーバ等）を利用する場合においても、同等の措置がとられていることを確認する。 ・ 傍受、盗撮等の不正な行為を防止するため、部屋を区切る壁面、天井、床部分においては十分な厚みを持たせ、監視カメラでの常時監視及び画像記録の保存、不正に取り付けられた装置の定期的な検出等の対策を施す。 ・ 建物、部屋に対する不正な物理的な侵入を抑止するため、監視カメラ等の侵入検知装置を導入する。	◎	部外者の侵入への抑止や侵入による被害範囲の特定が困難となる。	システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。
		①-2	防犯カメラ等の監視映像は記録し、期間を定めて管理を行い、必要に応じて事後参照できる措置を講じる。	◎					
		①-3	機器、媒体等が物理的に保存されている場所に、監視カメラ等を設置し、その記録を保存し、状況を確認することで、不正な入退者がいないことを確認する。	◎					
		①-4	サービスの運用・保守端末等を設置している区域は監視カメラ等により適切に監視を行う。	◎					
	②受託事業者の職員に対する職員証等の着用の義務付け	②-1	受託事業者の専有する領域での職務中においては、職員の顔写真を券面に記録した受託事業者の職員証を外部から目視で確認できる状態で携帯することを義務付け、受託事業者の職員で無い者が領域内に立ち入っていた場合に識別できるようにしておく。	◎	対象事業者の職員と部外者の見分けが付かず、侵入が容易となる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。
		②-2	受託事業者の職員は、受託事業者の専有する領域にて、受託事業者の職員で無い者を識別した際には声掛け等を行い、身分を確認する。	◎					
		②-3	職員証を紛失あるいは不正利用された疑いを持った際には、ただちに管理者に連絡する、受託事業者の職員の退職時には確実に職員証を回収・廃棄する等、職員証の厳密な発行及び失効管理を行う。	◎					
						システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行われていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。
2.4. バックアップ施設における対策	①バックアップ施設に対する物理的安全管理策の実施	①-1	医療機関等に提供する医療情報システム等の継続に必要であれば、受託する医療情報のバックアップ施設等、医療情報システム等を継続するための代替情報処理施設を設置し、それらの施設に対しても物理的安全管理策を施す。	◎	物理的安全管理策が手薄となったバックアップ施設へ侵入される。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。
2.5. 個人所有物の持ち込み制限	①医療情報を処理する施設内への個人所有物	①-1	医療情報処理施設内への業務遂行に関係のない個人的所有物の持ち込みを制限する。	◎	医療情報の窃取・破壊・改竄を目的とした機器や媒体、機具等の持ち込みが生じ	システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	③ 個人情報が保管されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講じること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	の持ち込み制限				る。	システム運用編	1 5. 技術的な安全管理対策の 管理	【遵守事項】	② 個人情報の保存場所及び入力・参照可能な端末等が設置されている区画等への入退室 管理（施錠、識別、記録）を行うよう、管理内容を含む規程等を策定すること。
		①-2	機器や媒体の設置場所には、業務遂行に関係 のない個人的所有物の持ち込みを制限する。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	② 医療情報を保護する施設について、医療情報を格納する情報機器や記録媒体の設置場 所等のセキュリティ境界への入退管理が、個人認証システム等による制御に基づいて行わ れていることを確認すること。また建物、部屋への不正な侵入を防ぐため、防犯カメラ、 自動侵入監視装置等が設置されていることを確認すること。
2.6. 機器の盗難への対策	①重要な機器への盗難 防止用チェーン等の取 付	①-1	個人情報が存在するPC 等の重要な機器には、 盗難防止用チェーン等を取り付ける。	◎	個人情報が存在するPC等の重要な機器 が盗難される。	システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	③ 個人情報が保管されている情報機器等の重要な情報機器には盗難防止を講じること。
2.7. 覗き見への対策	①覗き見防止対策	①-1	医療情報等が表示される端末画面等がアクセ ス権限の無いものが視野に入らないような対 応（室内の機器レイアウト等）を行う。	◎	アクセス権限の無い者に医療情報等が表 示される端末画面を覗き見される。				

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	個人情報の表示中の覗き見を予防するために、端末に覗き見対策のシートを貼る等の対策を行う。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	⑥ 利用者が医療情報を入力・参照する端末から長時間離席する際など、正当な利用者以外の者による入力・参照が生じないよう対策を実施すること。
2.8. 災害等への対策	①地震、水害、落雷、火災等、及び、それに伴う停電等への対策	①-1	機器や媒体を物理的に保存するための施設は、災害（地震、水害、落雷、火災等、及び、それに伴う停電等）に耐えうる機能・構造を備え、災害による障害（結露等）について対策が講じられている建築物に設置する。	◎	地震、水害、落雷、火災等、及び、それに伴う停電等により、医療情報システム等が停止もしくは不具合が生じる。	システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	④ 医療情報及び医療情報システムを保管する場所について、リスク評価を踏まえて、その場所の選定を企画管理者と協働して検討し、決定すること。検討に際しては、医療情報を格納する情報機器や記録媒体を物理的に保管するための施設が、災害（地震、水害、落雷、火災等並びにそれに伴う停電等）に耐えうる機能・構造を備え、災害による障害（結露等）について対策が講じられている建築物に設置することなどを考慮すること。
		①-2	①-1の施設を設置する建築物について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-3	火災発生時の消火設備が機器に損傷を与えないよう配慮する。	◎					
		①-4	医療情報システム等を配置する室内での喫煙、飲食を禁止する。	◎					
		①-5	医療情報システム等を配置する室内に可燃物及び液体を置く場合には、装置との間に十分な距離を保ち、専用の収納設備を設ける等、装置に悪影響を及ぼさないよう配慮する。	◎					
		①-6	医療情報システム等を設置するサーバラックについては以下の安全管理策を実施する。 ・震災時に転倒することが無いよう確実に設置する。 ・熱による障害を防ぐため十分な空調設備を保有し、サーバラック内が十分に換気されている。 ・扉には十分な安全強度を持つ物理的施錠装置を設け、鍵管理について十分に配慮する。	◎					
3.技術的対策									
3.1. 利用者認証の実装	①利用者を一意に識別する方式の採用	①-1	医療情報システム等にて情報の登録、編集、削除等を行う際には、ユーザを特定し、権限を確認するため、ログオンを行うよう設計及び実装を行う。	◎	正当な利用者以外により、医療情報システム等上の情報が閲覧・操作される。	企画管理編	1 3. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	① リスク評価に基づいて、医療情報システムにおける利用者の認証等及びアクセス権限に関する規程を整備し、管理すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	医療情報システム等の利用者を特定し識別できるように、アカウントの発行を行う（複数の利用者によるIDの共同利用は行わない。ただし当該医療情報システム等が他の医療情報システム等を利用するためのID（non interactive ID）は除く）。	◎		システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、規則、マニュアル等で文書化すること。
		①-3	利用者のなりすまし等を防止するための認証を行う。	◎					
		①-4	医療情報システム等の運用若しくは開発に従事する者又は管理者権限を有する者に対するIDの発行は必要最小限とし、定期的な棚卸しを行う。	◎					
	②一時的な認証手段の用意	②-1	利用者の認証に際して、何らかの物理的な媒体・身体情報等を必要とする場合に、例外的にそれらの媒体等がなくても一時的に認証するための代替的手段・手順を事前に定める。	◎	利用者の認証に用いる物理的な媒体・身体情報等が欠損した場合、情報システムが利用できない。	システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	③ 利用者の識別・認証に IC カード等のセキュリティ・デバイスを用いる場合、IC カードの破損等、セキュリティ・デバイスが利用できないときを想定し、緊急時の代替手段による一時的なアクセスルールを用意すること。
		②-2	代替的手段・手順を用いるケースにおいては、本来の利用者の認証方法による場合とのリスクの差が最小となるようにする。	◎					
		②-3	代替的手段・手順により、医療情報システム等利用を行った場合でも、事後の追跡を可能とする記録を行い、これを管理する。	◎					
		②-4	その他、一時的な利用者の認証方法について医療機関等と合意する。	◎					
	③長時間離席時の対策	③-1	離席時及び非利用時には、端末をロックする、あるいはログオフして第三者の利用を未然に防ぐ。	◎	端末から離席している間、正当な利用者以外により、当該端末上での不正な閲覧・操作が行われる。	システム運用編	1 2．物理的安全管理措置	【遵守事項】	⑥ 利用者が医療情報を入力・参照する端末から長時間離席する際など、正当な利用者以外の者による入力・参照が生じないよう対策を実施すること。
		③-2	サービスの運用・保守端末等に、クリアスクリーン等の防止策を講じることを運用管理規程等に定める。	◎					
		③-3	医療機関等に設置されている医療情報の参照等が可能な利用者端末等に対するクリアスクリーン等の情報漏洩防止策について、医療機関等と合意する。	◎					
		③-4	端末又はセッションの乗っ取りのリスクを低減するため、利用者のログオン後に一定の使用中断時間が経過したセッションを遮断、あるいは強制ログオフを行う。	◎					
		③-5	離席の場合のクローズ処理の具体的な適用について、医療機関等と合意する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	④安全なパスワード要件の定義	④-1	パスワードについては、第三者から容易に推定されにくい内容を含む品質基準を策定し、すべてのパスワードが品質基準を満たしていることを確実とする。	◎	パスワードが窃取もしくは推測されることで、認証の突破及び不正な閲覧・操作が行われる。	企画管理編	1 3．医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	② 医療情報システムで利用する認証方法が安全なものとなるよう、担当者に対して、リスク評価に基づいて適切な方法を採用することを指示し、その報告を受けること。
		④-2	パスワードポリシーについて、医療機関等と合意する。	◎		システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	① 医療機関等で用いる医療情報システムへのアクセスにおいて、利用者の識別・認証を行い、利用者認証方法に関する手順等に関して、規則、マニュアル等で文書化すること。
		④-3	パスワードには有効期限の設定を行い、定期的な変更を強制する。ただし、利用者が患者等である場合には、他のサービスで利用しているパスワードを使わないよう特に促すだけでなく、サービス提供側から患者等に対して定期的なパスワードの変更を要求しないようにする。	◎		システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ パスワードを利用者認証に使用する場合、次に掲げる対策を実施すること。 － 類推されやすいパスワードを使用させないよう、設定可能なパスワードに制限を設けること。 － 医療情報システム内のパスワードファイルは、パスワードを暗号化（不可逆変換によること）した状態で、適切な手法で管理・運用すること。 － 利用者のパスワードの失念や、パスワード漏洩のおそれなどにより、医療情報システムのシステム運用担当者がパスワードを変更する場合には、利用者の本人確認を行うとともに、どのような手法で本人確認を行ったのかを台帳に記載（本人確認を行った書類等のコピーを添付）すること。また、変更したパスワードは、利用者本人以外が知り得ない方法で通知すること。なお、パスワード漏洩のおそれがある場合には、速やかにパスワードの変更を含む適切な処置を講じること。 － 医療情報システムのシステム運用担当者であっても、利用者のパスワードを推定できないようにすること（設定ファイルにパスワードが平文で記載される等があってはならない）。
		④-4	パスワードの世代管理を行い、パスワード変更に際して、安全性を確保するために必要な範囲で、過去に設定したパスワードを設定できないような運用を行う。	◎					
		④-5	パスワード発行時には、乱数から生成した仮の医療情報システム等へのログオン用パスワードを発行し、最初のログオン時点で強制的に変更させる等パスワード盗難リスクに対	◎					
		④-6	パスワードをシステムに記憶させる自動ログオン機能を利用しないよう利用者に徹底する。	◎					
		④-7	利用者がパスワードを登録及び変更する際には、予め定めた品質を満たしていることを保証する仕組み、乱数によりパスワードを生成するプログラム等の導入、利用者が設定しようとする品質の低いパスワードを認めないシステムの導入等を行う。	◎					
		④-8	本人の識別・認証に用いる情報は、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		④-9	利用者に対して初期パスワードを発行した場合、最初の利用時にそのパスワードを変更しないと医療情報システム等にアクセスできないようにする。	◎					
		④-10	初期パスワード以外のパスワードは、利用者本人に設定させるとともに、利用者本人しか知りえない内容を設定するよう求める。	◎					
		④-11	パスワードの設定に際しては、複数の文字種（英数字・大文字・小文字・記号等）を用い、また、8文字以上等、十分に安全な長さの文字列等から構成されるルールとする。	◎					
		④-12	利用者がIDやパスワードを失念した場合には、予め策定した手順（本人確認を含む）に則り、本人への通知又は再発行を行う。	◎					
		④-13	パスワード変更時には変更前のパスワードの入力を要求し、変更前のパスワード入力を一定回数以上失敗した場合には、パスワード変更を一定期間受けつけない機構とする。	◎					
		④-14	パスワード入力不成功に終わった場合の再入力に対して一定の不応時間を設定する。連続してログオンが失敗した場合は再入力を一定期間受けけない機構とする。この場合には、警告メッセージをシステムの管理者に送出する仕組みを導入する。	◎					
	⑤多要素認証方式の採用	⑤-1	ログオン時に利用する認証要素としては、ハードウェアトークン又はICカード等の認証デバイス、暗証番号（PIN）又はパスワード等の記憶要素、生体情報（バイオメトリクス）等を組み合わせた多要素認証とすることが望ましい。	○	単一の要素による認証情報が窃取もしくは推測されることで、正当な利用者以外による認証の突破及び不正な閲覧・操作が行われる。	システム運用編	1 4. 認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	⑤ 利用者認証にパスワードを用いる場合には、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後、新規導入又は更新するに際しては、二要素認証を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。
		⑤-2	医療情報システム等の運用若しくは開発に従事する者又は管理者権限を有する者の情報システム利用に係る認証は、多要素認証とする。	◎					
		⑤-3	利用者の認証で採用する認証方式について、医療機関等と合意する。	◎					
		⑤-4	利用者の認証において、ID・パスワードによる認証方式を採用している場合には、ID・パスワードのみに頼らない認証方式の採用に対応しうる機能を備えるよう努める。	◎					
3.2. アクセス権限の管理	①必要最小限となるようなアクセス権限の管理	①-1	医療情報システム等の操作については、医療機関等の職務権限に応じたアクセス管理を可能とし、正当なアクセス権限を持たないものによる情報の生成、閲覧、編集、削除等を防止する。	◎	一般利用者の権限が高いため、任意のソフトウェアのインストール、持込機器接続、持込Wi-Fiの接続等をされ、不正アクセスを誘発する。	企画管理編	1 3. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	③ 医療機関等の内部における利用者については、医療機関等に所属することが前提となるよう管理すること。所属に関する実態を認証の仕組みにおいて適切に反映できるよう、担当者に対して、人事等の情報と整合性をとって利用者の ID 等を付与する等の必要な手順を作成するよう指示すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	医療機関等の利用者の職種等に応じたアクセス制御の設定について医療機関等に示し、医療機関等と必要な協議を行い、実際に設定する作業に関する役割分担も含めて合意する。	◎		システム運用編	1 3．医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	④ 医療情報システムの利用権限は、医療従事者の資格や医療機関内の権限規程に応じたものとなっていることが前提となるよう管理すること。資格や権限に関する実態を認証の仕組みにおいて適切に反映できるよう、担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請を踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者から確認を得る等の必要な手順を作成するよう指示すること。
		①-3	医療情報システム等の構成要素（情報処理装置、ソフトウェア）それぞれのアクセス管理に係るセキュリティ要求事項を整理する。	◎		システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	④ アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。
		①-4	それぞれの情報にアクセスする権限を持つ利用者を最小限に抑えるよう、適切に情報のグルーピングを行い、情報のグループに対するアクセス制御を行う。	◎		システム運用編	9．医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	⑥ 医療機関等が管理しない情報機器で、医療情報システムに用いるもの（例えば BYOD（Bring Your Own Device：個人保有の情報機器）の利用による端末）について、利用を許諾する条件や、利用範囲、管理方法等に関する内容を規程等に含めること。また、これに基づいて利用される情報機器等について、利用の許諾状況も含めて、医療機関等が管理する情報機器同様に、台帳管理等を行うこと。
		①-5	業務内容を考慮した必要最小限のアクセス権限を設け、アプリケーションやオペレーションシステムでの権限を設定する。	◎					
		①-6	定められたアクセス制御方針がファイル、ディレクトリパーミッション、データベースアクセス等のアクセス制御機構として適切に反映されていることを定期的に検証することが望ましい。	○					
		①-7	予定された保守・運用等を行う際に受託した医療情報を許可なく閲覧できないようにするために、権限設定等の対策を講じる。	◎					
		①-8	システム管理者、運用担当者、保守担当者等が、意図しない閲覧を行わないことを担保するための措置（データベースの暗号化等）を講じる。	◎					
	②医療情報に対するアクセス制御	②-1	医療情報とそれ以外の情報を区分できる措置を講じる。	◎	情報の区分に依らない一律のアクセス管理が行われることで、医療情報等のより重要な情報に対しても、重要性の低い情報と同じレベルで不正な閲覧・操作が行われる。	企画管理編	6．リスクマネジメント（リスク管理）	【遵守事項】	① 医療機関等内でリスクマネジメントが適切に実施されているかどうかを管理し、その状況を経営層に報告すること。また、リスクマネジメントに不備がある場合には、改善策を検討して必要な措置を講じること。
		②-2	医療情報については、情報区分に従ってアクセス制御を行えるようにする。	◎		企画管理編	6．リスクマネジメント（リスク管理）	【遵守事項】	② 医療情報システムで取り扱う医療情報及び関連する情報を全てリストアップし、安全管理上の重要度に応じて分類し、常に最新の状態が維持されていることを確認すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-3	仮想化技術を用いた資源をサービスに供する場合には、論理的に区分管理を行えることを保証できる措置を講じる。	◎		企画管理編	1 3．医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	① リスク評価に基づいて、医療情報システムにおける利用者の認証等及びアクセス権限に関する規程を整備し、管理すること。
		②-4	医療機関等による情報資産の区分の設定や、これに対するアクセス制御の設定の対応について、医療機関等と合意する。	◎		システム運用編	4．リスクアセスメントを踏まえた安全管理対策の設計	【遵守事項】	① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講じること。
3.3. ID・パスワードの管理	①利用者アクセス及びIDの管理・運用	①-1	利用者は医療情報システム等上においてユニークな利用者ごとのID により識別する。	◎	情報システムで保存される履歴から、不正な閲覧・操作を行った利用者が特定できない。	企画管理編	1 3．医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	④ 医療情報システムの利用権限は、医療従事者の資格や医療機関内の権限規程に応じたものとなっていることが前提となるよう管理すること。資格や権限に関する実態を認証の仕組みにおいて適切に反映できるよう、担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請を踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者から確認を得る等の必要な手順を作成するよう指示すること。
		①-2	利用者のID を発行する際に、既存の ID との重複を排除する仕組みを導入する。	◎		システム運用編	1 4．認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	④ アクセス管理に関する規程に基づいてアクセス権限を付与する場合、権限の実態が反映できるよう、システム運用担当者に対して、利用者が所属する部署等からの申請などを踏まえて権限を付与し、その結果について申請部署の管理者からの確認を得る等の手順を作成するよう指示すること。
		①-3	複数利用者と共用するためのグループ ID の利用は原則として行わず、業務上必要であれば、ログ上で操作の実施者が特定できるように、利用者ごとのID でログオンしてからグループ ID に変更する仕組みを利用する。	◎					
		①-4	利用者のID の発行は医療情報システム等の管理に必要な最小限の人数に留める。	◎					
		①-5	監視ログの監査時に利用者を確実に特定するため、利用者の ID は過去に使われたものを再利用しない。	◎					
		①-6	アクセスを許可された利用者 のID によるアクセス可能範囲が許可された通りとなっていること（不正に変更されていないこと）を定期的に確認することが望ましい。	○					
		①-7	不正なアカウントの利用又は試みが行われたことを利用者自身で検出するため、利用者のログオン後に前回のログオンが成功していれば成功日時を表示し、前回のログオンが失敗していれば、第三者による不正なログオンの試みが行われた可能性があるという内容の警告メッセージとともに失敗日時を表示することが望ましい。	○					
		①-8	不正なアカウントの利用を防ぐため、利用者のログオンを許可する曜日、時間帯は作業に必要な曜日、時間帯に制限することが望ましい。	○					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-9	認可されていない利用者あるいは第三者がログオンを試みた際に「パスワードが異なります」と表示すると当該ID が存在していることを知る手がかりとなるため、「認証に失敗しました」、あるいは単にログオンプロンプトを再表示するといった特段の情報を与えないようなメッセージのみの表現に留めることが望ましい。	○					
		①-10	緊急時の作業のため、規定時間外にログオンを行う必要が発生した場合の妥当な承認プロセスを策定することが望ましい。	○					
		①-11	医療情報システム等に許可なくアクセスされた疑いがあるとき又はパスワードが第三者に知られた可能性がある場合には、直ちにパスワードを変更あるいはアカウントを無効化し管理者に通知する。	◎					
		①-12	利用者が変更あるいは退職した際には、ただちに当該作業者 ID を利用停止とする。	◎		システム運用編	2. システム設計・運用に必要な規程類と文書体系	【遵守事項】	② 医療情報システムに関する全体構成図（ネットワーク構成図・システム構成図等）、及びシステム責任者・関係者一覧（設置事業者、保守事業者等含む）を作成し、常に最新の状態を維持すること。
		①-13	不要な利用者の ID が残っていないことを定期的に確認する。	◎		システム運用編	1 0. 医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置	【遵守事項】	③ 保守を実施するためにサーバに事業者の作業員（保守要員）がアクセスする際には、保守要員の専用アカウントを使用させ、個人情報へのアクセスの有無並びに個人情報にアクセスした場合の対象個人情報及び作業内容を記録すること。なお、これは利用者を模して操作確認を行う際の識別・認証についても同様である。
	②特権IDの最小限の利用及び作業実施内容の記録	②-1	特権 ID の発行は必要な最小限のものに留める。	◎	特権IDが不正利用又は乗っ取られることにより、広範囲での不正な閲覧・操作が行われる。	システム運用編	1 3. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	⑥ 医療情報システムの管理権限や、医療情報システム、情報機器等で用いるID等の安全管理を行うこと。管理権限については、担当者に対して、医療情報システムにおいて利用される管理権限の種類とそのID、利用が認められている者等を管理して一覧化するように指示すること。システム等で用いるID等については、担当者に安全性の確認を指示し、必要に応じて認証に関する情報の変更等を指示すること。
		②-2	特権使用者に昇格可能な利用者の ID を制限する。	◎		システム運用編	1 3. 医療情報システムの利用者に関する認証等及び権限	【遵守事項】	① リスク評価に基づいて、医療情報システムにおける利用者の認証等及びアクセス権限に関する規程を整備し、管理すること。
		②-3	特権の使用時には作業実施内容を記録する。	◎					
		②-4	管理端末以外からの特権 ID による直接ログオンを禁止する。	◎					
		②-5	特権の種類に応じてアカウントを分離し、ファイルやディレクトリに対するアクセスを制限することが望ましい。	○					
		②-6	医療情報システム等の機能として可能であれば、特権 ID で使用可能なコマンド及びユーティリティについて業務上必要な最低限の範囲に制限し、重要なコマンド、ユーティリティ及びログについて改竄、削除など不正な行為を防止することが望ましい。	○					
	③パスワードの管理・運用	③-1	各利用者は自身のパスワードを秘密にし、パスワードを記録する必要がある場合は、安全な場所に保管して、他者による閲覧、修正、廃棄等のリスクから保護する。	◎	パスワードやパスワードファイルが漏洩した場合に、不正利用される。	システム運用編	1 4. 認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	② 利用者の識別・認証にユーザIDとパスワードの組み合わせを用いる場合、それらの情報を、本人しか知り得ない状態に保つよう対策を実施すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
						システム運用編	1 4. 認証・認可に関する安全管理措置	【遵守事項】	
		③-2	医療情報システム等及びソフトウェアを使用する前に、製造ベンダが設定したデフォルトのアカウント及びメンテナンス用のアカウント等の棚卸を行い、必要のないアカウントについては削除あるいはパスワード変更を行う。	◎					⑥ パスワードを利用者認証に使用する場合、次に掲げる対策を実施すること。 － 類推されやすいパスワードを使用させないよう、設定可能なパスワードに制限を設けること。 － 医療情報システム内のパスワードファイルは、パスワードを暗号化（不可逆変換によること）した状態で、適切な手法で管理・運用すること。 － 利用者のパスワードの失念や、パスワード漏洩のおそれなどにより、医療情報システムのシステム運用担当者がパスワードを変更する場合には、利用者の本人確認を行うとともに、どのような手法で本人確認を行ったのかを台帳に記載（本人確認を行った書類等のコピーを添付）すること。また、変更したパスワードは、利用者本人以外が知り得ない方法で通知すること。なお、パスワード漏洩のおそれがある場合には、速やかにパスワードの変更を含む適切な処置を講じること。 － 医療情報システムのシステム運用担当者であっても、利用者のパスワードを推定できないようにすること（設定ファイルにパスワードが平文で記載される等があってはならない）。
		③-3	パスワードはハッシュ値での保存、暗号化等、パスワードを容易に復元できない形で情報を保管する。	◎					
		③-4	パスワードに関連するデータを保存するファイルの真正性及び完全性を保つために、ファイルのハッシュ値の取得及び検証、ファイルに対するデジタル署名の付与及び検証、ファイルを暗号化して保存する等の保護策を採用する。また、一般の作業者による閲覧を制限する。	◎					
		③-5	パスワード等の情報の漏洩が生じた場合（不正な第三者からの攻撃による場合を含む）には、直ちに当該IDを無効化し、予め策定した手順に基づき、新規のログイン情報の再発行を行い、利用者に速やかに通知する。	◎					
		③-6	パスワード等の情報の漏洩のおそれがある場合、利用者本人にその事実を通知した上で、当該パスワードを無効化し、変更できるような対応を講じる。	◎					
3.4. ログの取得と検証	①ログの取得と検証	①-1	利用者の活動、機器で発生したイベント、システム障害、システム使用状況等を記録したログを作成し、一定期間保存する。	◎	ログが取得・保存されておらず、ログの監視・分析による不正な行為などの検出や、情報事故発生後のログの解析による検証ができない。	企画管理編	5. 安全管理におけるエビデンス	【遵守事項】	③ 収集した証拠に対するレビュー等を行い、医療情報システムの安全管理の状況を把握し、必要があれば証拠の整備に関する改善を行うこと。
		①-2	ログを定期的に検証して不正な行為、システムの異常等を検出する。	◎		システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	① 利用者のアクセスについて、アクセスログを記録するとともに、定期的にログを確認すること。アクセスログは、少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した医療情報が特定できるように記録すること。医療情報システムにアクセスログの記録機能があることが前提であるが、ない場合は、業務日誌等により操作者、操作内容等を記録すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-3	ログに記録する事項としては次のようなものが考えられる。 ・ 利用者情報（利用者の ID、ログオンの可否、利用時刻及び時間、実行作業内容、ネットワークアクセスの場合はアクセス元 IP アドレス） ・ ファイル及びデータへのアクセス、変更、削除記録（利用者の ID、アクセスの可否、利用時刻及び時間、作業内容、対象ファイル又はデータ種類） ・ データベース操作記録（利用者のID、接続及び作業の可否、利用時刻及び時間、実施作業内容、アクセス元 IP アドレス、設定変更時にはその内容）修正パッチの適用作業（利用者の ID、変更されたファイル） ・ 特権操作（特権取得者 ID、特権取得の可否、利用時刻及び時間、実行作業内容） ・ システム起動、停止イベント ・ ログ取得機能の開始、終了イベント外部デバイスの取り外し ・ IDS・IPS 等のセキュリティ装置のイベントログ ・ サービス及びアプリケーションの動作により生成されたログ（時刻同期に関するログを含む）	○					
		①-4	ログを集中させ問題の検出を一箇所で確実に行うことを目的として、システムとして可能な場合は専用のログサーバにログデータを集約して分析管理する。	◎					
		①-5	運用システムに関わるライブラリプログラムの更新については監査に必要なログを取得する。	◎					
		①-6	システム運用情報（システム及びサービス設定ファイル等）の複製及び利用については監査証拠とするためにログを取得する。	◎					
		①-7	医療情報システム等の運用若しくは開発に従事する者又は管理者権限を有する者によるアクセスの記録については、定期的なレビューを行い、不正なアクセス等がないことを確認する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-8	①-7に関する情報の医療機関等への提供について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-9	ログの取得機能を有しない場合には、医療機関等と合意する。	◎					
		①-10	医療情報システム等の保守に従事する者及び管理者権限を有する者が、その業務の目的で当該医療情報システム等にアクセスする場合には、当該要員ごとに発行されたアカウントにより、アクセスを行う。	◎		システム運用編	1 0. 医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置	【遵守事項】	③ 保守を実施するためにサーバに事業者の作業員（保守要員）がアクセスする際には、保守要員の専用アカウントを使用させ、個人情報へのアクセスの有無並びに個人情報にアクセスした場合の対象個人情報及び作業内容を記録すること。なお、これは利用者を模して操作確認を行う際の識別・認証についても同様である。
		①-11	①-10で定めるアカウントで行った作業等は、アクセスした個人情報が特定できる形で、ログ等により記録し、保存する。	◎					
		①-12	医療情報システム等の保守において実施した操作結果について、操作ログ等により記録し、管理する。	◎		システム運用編	1 0. 医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置	【遵守事項】	④ リモートメンテナンス（保守）によるシステムの改造・保守作業が行われる場合には、必ずアクセスログを収集し、保守に関する作業計画書と照合するなどにより確認し、当該作業の終了後速やかに企画管理者に報告し、確認を求めること。
		①-13	取得した操作ログ等により、アクセスされた医療情報についての状況をレビューする。	◎		システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	① 利用者のアクセスについて、アクセスログを記録するとともに、定期的にログを確認すること。アクセスログは、少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した医療情報が特定できるように記録すること。医療情報システムにアクセスログの記録機能があることが前提であるが、ない場合は、業務日誌等により操作者、操作内容等を記録すること。
		①-14	ログを検証するため、利用者がアクセスした医療情報等を迅速に確認できるよう、利用者のIDと、情報の識別子（資産台帳記載の番号等）、生成時系列、アクセス時系列等、多様な指標での並び替え、情報の種別、アクセス時間等での絞り込み等が行うことができるようなシステムを整備することが望ましい。	○					
		②-1	ログ情報を不正なアクセスから適切に保護するため以下の管理策を適用する。 ・ ログデータにアクセスする利用者及び操作を制限する。 ・ 容量超過によりログが取得できない事態を避けるため、ログサーバの記憶容量を常時監視し、電子媒体への書き出し、容量の増強等の対策をとる。 ・ ログデータに対する不正な改竄及び削除行為に対する検出・防止策を施す。	◎		システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	② アクセスログへのアクセス制限を行い、アクセスログの不当な削除／改ざん／追加等を防止する対策を実施すること。
	③時刻の標準時刻への同期	③-1	ログを利用して正確に事故原因等を検証するため、医療情報システム等のすべてのサーバ機器等の時刻を時刻サーバ等の提供する標準時刻に同期しておく。	◎	機器が時刻同期しておらず、診療記録等に不整合が生じたり、製品やサービス間のログ突合が困難となることで不正な閲覧・操作が行われた範囲の特定ができない。	システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	③ アクセスログの記録に用いる時刻情報は、信頼できるものを利用すること。利用する時刻情報は、医療機関等の内部で同期させるとともに、標準時刻と定期的に一致させる等の手段で診療事実の記録として問題のない範囲の精度を保つ必要がある。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		③-2	医療情報システム等のすべてのサーバ機器等の時刻が時刻サーバ等の提供する標準時刻に同期していることを定期的に検証することが望ましい。	○					
		③-3	ログの時刻の信頼性を確保するために、医療情報システム等の時刻と、信頼できる機関が提供する標準時刻あるいは同等の時刻情報との同期を日次又はそれよりも多い頻度で行う。	◎					
	④リモートメンテナンスにおける不正な侵入防止とログの取得・検証	④-1	リモートメンテナンスにより保守業務を行う場合の手順を策定するとともに、医療情報システム等への不正な侵入が生じないよう安全管理措置を講じる。	◎	リモートメンテナンスに用いるIDやパスワード等の認証情報の不適切な管理により医療情報システム等への不正な侵入が生じ、ログから被害が特定できない。	システム運用編	1 0. 医療情報システム・サービス事業者による保守対応等に対する安全管理措置	【遵守事項】	④ リモートメンテナンス（保守）によるシステムの改造・保守作業が行われる場合には、必ずアクセスログを収集し、保守に関する作業計画書と照合するなどにより確認し、当該作業の終了後速やかに企画管理者に報告し、確認を求めること。
		④-2	リモートメンテナンスによる保守業務の記録を、アクセスログ等により取得し、システム管理者はその内容を速やかに確認する。	◎					
		④-3	サービス提供に必要な医療情報システム等の保守をリモートメンテナンスで行う場合、医療機関等と合意する。	◎					
	⑤取り扱う医療情報の法定保存年限に基づくログの保存期間の設定	⑤-1	取り扱う医療情報に法定保存年限が設けられている場合、診療録等に関するログ又はこれに代わる記録について、当該法定年限以上の保存期間を設ける。	◎	法定保存期間中の医療情報への不正な閲覧・操作があった場合の影響範囲が特定できない。	システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	① 利用者のアクセスについて、アクセスログを記録するとともに、定期的にログを確認すること。アクセスログは、少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した医療情報が特定できるように記録すること。医療情報システムにアクセスログの記録機能があることが前提であるが、ない場合は、業務日誌等により操作者、操作内容等を記録すること。
		⑤-2	法定保存年限が経過した医療情報及び法定保存年限が設けられていない医療情報の保存期間について、医療機関等と合意する。なお、本項におけるログの管理方法について保存期間を設けた場合には、原則として法定保存年限がある医療情報に準じて取り扱う。	◎					
3.5. 不正プログラムへの対策	①不正プログラム対策ソフトウェアの導入と管理	①-1	最新の脅威についての情報収集に努め、導入している不正プログラム対策ソフトウェアの対応範囲を確認し、対策漏れが無いことを確認する。対応すべき脅威の例としては、コンピュータウイルス（ワーム）、バックドア（トロイの木馬）、スパイウェア（キーロガー）、ボットプログラム（ダウンローダー）等がある。	◎	不正プログラムの実行により、端末・サーバ内の情報の漏洩・改竄・破壊のほか、資源の不正使用が行われる。	システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	① システム構築時、適切に管理されていない記録媒体の使用時、外部からの情報受領時には、コンピュータウイルス等の不正なソフトウェアが混入していないか確認すること。適切に管理されていないと考えられる記録媒体を利用する際には、十分な安全確認を実施し、細心の注意を払って利用すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	不正プログラム対策ソフトウェアにおいて次の設定を行う。 ・リアルタイムスキャン（ディスク書き出し・読み込み、ネットワーク通信）リスク評価の結果として必要であれば定期的にスキャンを実施 ・電子媒体へのデータ書き出し・読み込み時におけるオンデマンドスキャン ・定義ファイル、スキャンエンジンの自動アップデート又は十分な頻度による手動での更新 ・管理者以外による設定変更やアンインストールの禁止	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	② 常時不正なソフトウェアの混入を防ぐ適切な措置をとること。また、その対策の有効性・安全性の確認・維持（例えばパターンファイルの更新の確認・維持）を行うこと。
		①-3	一定期間、不正プログラムのチェックが行われていない場合や定義ファイル、スキャンエンジンが更新されていない機器については、利用者への警告を表示する、管理者への通知を行う、施設内ネットワーク接続の禁止又は隔離措置をとる。	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	③ 医療情報システムに接続するネットワークのトラフィックにおける脅威の拡散等を防止するために、不正ソフトウェア対策ソフトのパターンファイルやOSのセキュリティ・パッチ等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に適用すること。
		①-4	医療情報システム等の構築に際しては、不正プログラム等の混入が生じないようにするための手順を策定し、これに則って構築する。	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	④ メールやファイル交換にあたっては、実行プログラム（マクロ等含む）が含まれるデータやファイルの送受信禁止、又はその実行停止の実施、無害化処理を行うこと。なお、保守等でやむを得ずファイル送信等を行う場合、送信側で無害化処理が行われていることを確認すること。
		①-5	不正プログラム対策ソフトウェアのパターン定義ファイルを常に最新のものに更新する。	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	③ 医療情報システムに接続するネットワークのトラフィックにおける脅威の拡散等を防止するために、不正ソフトウェア対策ソフトのパターンファイルやOSのセキュリティ・パッチ等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に適用すること。
		①-6	医療情報システム等の構築に際して、外部からプログラムを媒体で持ち込んだりダウンロードしたりする必要がある場合には、必ず事前に最新の不正プログラム対策ソフトウェア等の導入を行う。また情報システムへの影響度を勘案して、最新のセキュリティパッチの適用を行う。	◎					
		①-7	医療情報システム等利用環境がウイルス等による攻撃を受けた場合に、医療情報システム等提供に係る影響について、速やかに医療機関等に周知し、必要な対応等を求める。	◎					
3.6. 端末やサーバの堅牢化	①端末やサーバの堅牢化	①-1	医療情報はサーバ機器のみに保存し、表示のための一時的な保存等を除き、端末上に保存されることがないようにする。	◎	端末やサーバで利用していない機能やアプリケーションが悪用されることにより、不正プログラムが実行される。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。
		①-2	ウェブブラウザの接続するサーバを業務上必要なサーバに限定する。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	④ 持ち出した利用者が情報機器を、医療機関等が管理しない外部のネットワークや他の外部媒体に接続したりする場合は、不正ソフトウェア対策ソフトやパーソナルファイアウォールの導入等により、情報端末が情報漏洩、改ざん等の対象にならないような対策を実施すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-3	ウェブブラウザの設定で、認可していないサイトから、ActiveX、Java アプレット、Flash 等のプログラムコードをダウンロード及び実行することができない設定とする（管理ソフトウェアが実行されるサーバのみを認可する）。	◎					
		①-4	認可したサイトからダウンロードされるコードについても不正プログラム対策ソフトウェアにより検査する。	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	③ 医療情報システムに接続するネットワークのトラフィックにおける脅威の拡散等を防止するために、不正ソフトウェア対策ソフトのパターンファイルや OS のセキュリティ・パッチ等、リスクに対してセキュリティ対策を適切に適用すること。
		①-5	ウェブブラウザからメールクライアント等の業務処理において想定しない外部アプリケーションが明示的な確認なしに起動されないよう設定を行うことが望ましい。	○		システム運用編	13. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑨ ネットワーク経路でのメッセージ挿入、不正ソフトウェアの混入等の改ざん及び中間者攻撃等を防止する対策を実施すること。
		①-6	医療情報システム等のサーバ機器等への同時ログオンユーザ数（OS アカウント等）に適切な上限を設ける。	◎					
		①-7	医療情報システム等に用いる装置には、必要のないアプリケーション等をインストールしない。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑥ 持出した医療情報を取り扱う情報機器には、必要最小限のアプリケーションのみをインストールするとともに、原則として情報機器に対する変更権限がないような設定を行うこと。業務に使用しないアプリケーションや機能については削除又は停止するか、業務に対して影響がないことを確認すること。
		①-8	医療情報システム等に関する情報を格納する機器を持ち出す場合には、当該持ち出しの目的に必要な最小限のアプリケーションをインストールする。	◎					
		①-9	医療情報システム等に関する情報を格納する機器を持ち出す際のアプリケーションのインストールに関する手順を定める。	◎					
3.7. 機器・ソフトウェアの脆弱性への対応	①安全性が確認できるネットワーク機器の利用	①-1	ルータ等のネットワーク機器は、安全性が確認できる機器を利用する。	◎	VPNルータ等のネットワーク機器の脆弱性から医療情報システム等へ不正アクセスが発生し、医療情報システム等の停止や情報の窃取・漏洩が生じる。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムにおいて利用する情報機器等が、安全管理の観点から利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対して、情報機器等における状況（ソフトウェアやファームウェアのアップデートの状況、脆弱性に関する対応状況等）を確認するよう指示し、報告を受け、適宜必要な対応を行うこと。
						企画管理編	15. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	ルータ等のネットワーク機器は、ISO/IEC 15408で規定されるセキュリティターゲット又はそれに類する文書が、本ガイドラインに適合しているものを選定する。	◎		システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑤ ルータ等のネットワーク機器について、安全性が確認できる機器を利用し、不正な機器の接続や不正なデータやソフトウェアの混入が生じないよう、セキュリティ対策を実施すること。 特にVPN接続による場合は、施設内のルータを経由して異なる施設間を結ぶ通信経路の間で送受信ができないように経路を設定すること。
	②パッチ適用等の実施	②-1	医療情報システム等に関連する技術的脆弱性については台帳等を利用して管理する。	◎	脆弱性への対応漏れや脆弱性は正のための設定変更等により医療情報システム等に不具合が生じる。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムにおいて利用する情報機器等が、安全管理の観点から利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対して、情報機器等における状況（ソフトウェアやファームウェアのアップデートの状況、脆弱性に関する対応状況等）を確認するよう指示し、報告を受け、適宜必要な対応を行うこと。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-2	潜在的な技術的脆弱性が特定された場合には、リスク分析を行った上で必要な処置（パッチ適用、設定変更等）を決定する。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。
		②-3	修正パッチの適用前にパッチが改竄されていないこと及び有効性を検証する。	◎		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。検査装置等に付属するシステム・機器についても同様である。 (1)IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバーセキュリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その取扱いに係る運用管理規程を定めること。 (2)IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。 (3)使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。
		②-4	オペレーティングシステムのアップグレード、セキュリティパッチの適用を行う場合、医療情報システム等に対する影響を評価し、試験結果を確認してから実施する。	◎					
	③医療情報システム等への脆弱性診断の実施	③-1	提供するアプリケーションについては、アプリケーションの種別による特定の脆弱性検出を含む安全性診断を定期的に行い、その結果に基づいて対策を行う。医療機関等とのデータ送受信の際にはデータの完全性を検証する機構を導入する。	◎	医療情報システム等に設定不備や古いバージョン利用等の脆弱性が混入し、攻撃に悪用される。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムにおいて利用する情報機器等が、安全管理の観点から利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対して、情報機器等における状況（ソフトウェアやファームウェアのアップデートの状況、脆弱性に関する対応状況等）を確認するよう指示し、報告を受け、適宜必要な対応を行うこと。
		③-2	アプリケーションの安全性診断は提供しているサービスに対して直接実施するのではなく、別途、試験環境を用意して行うことが望ましい。	○		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。
		③-3	開発されたソフトウェアの脆弱性検出をソースコードレベルで行うことが望ましい。 パッケージソフトウェア等、ソースコードの提供を要求できない場合には、ソースコードレベルではなく、アプリケーションを動作させて、外形的な脆弱性検査を行う。	○		システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。検査装置等に付属するシステム・機器についても同様である。 (1)IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバーセキュリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その取扱いに係る運用管理規程を定めること。 (2)IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。 (3)使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。
	④最新の脆弱性に関する情報の収集	④-1	アプリケーション及びアプリケーション稼動に利用する第三者のソフトウェア（ライブラリ、サーバプロセス等）については、公開される最新の脆弱性情報を参照し、迅速に対応策をとる。	◎	新しく発見された脆弱性を狙って急増する攻撃への対処が遅れ、被害を受ける。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムにおいて利用する情報機器等が、安全管理の観点から利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対して、情報機器等における状況（ソフトウェアやファームウェアのアップデートの状況、脆弱性に関する対応状況等）を確認するよう指示し、報告を受け、適宜必要な対応を行うこと。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		④-2	医療情報システム等の脆弱性に関する情報は、JPCERTコーディネーションセンター（JPCERT/CC）、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等の情報源から、定期的及び必要なタイミングで取得し、確認する。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑥ システム運用に関する安全管理対策として必要な項目を担当者と協働して検討すること。特に医療情報システムの脆弱性（不正ソフトウェア対策ソフトウェアやサイバー攻撃含む）への対策に関する項目については、定期的に見直しを図ること。
						システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。検査装置等に付属するシステム・機器についても同様である。 (1)IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバーセキュリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その取扱いに係る運用管理規程を定めること。 (2)IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。 (3)使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。
	⑤IoT機器に関する情報収集及び脆弱性への対応	⑤-1	IoT機器の利用を含むサービスを提供する場合、医療機関等との役割分担について、医療機関等と合意する。	◎	IoT機器について製造販売業者が想定していない利用方法により、脆弱性が生じる。	システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ IoT機器を利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。検査装置等に付属するシステム・機器についても同様である。 (1)IoT機器により医療情報を取り扱う場合は、製造販売業者から提供を受けた当該医療機器のサイバーセキュリティに関する情報を基にリスク分析を行い、その取扱いに係る運用管理規程を定めること。 (2)IoT機器には、製品出荷後にファームウェア等に関する脆弱性が発見されることがある。システムやサービスの特徴を踏まえ、IoT機器のセキュリティ上重要なアップデートを必要なタイミングで適切に実施する方法を検討し、運用すること。 (3)使用が終了した又は不具合のために使用を停止したIoT機器をネットワークに接続したまま放置すると不正に接続されるリスクがあるため、対策を実施すること。
		⑤-2	IoT機器の利用を含むサービスを提供する場合、利用が想定されるIoT機器に対する脆弱性に関する情報を定期的に収集し、必要な対策を講じる。	◎					
3.8. ネットワーク上のアクセス制御	①ネットワークのアクセス制御	①-1	セキュリティゲートウェイ（ネットワーク境界に設置したファイアウォール、ルータ等）を設置して、接続先の限定、接続時間の限定等、確立されたポリシーに基づいて各ネットワークインタフェースのアクセス制御を行う。ホスティング利用時等、ネットワーク境界にセキュリティゲートウェイを設置できない場合は、個々の情報処理装置（サーバ）にて、同様のアクセス制御を行う。	◎	業務上通信する必要のないIPアドレスやTCP/UDPポートにより、ネットワークを経由した攻撃を受ける。				

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	セキュリティゲートウェイでは、不正な IP アドレスを持つトラフィックが通過できないように設定する（接続機器類の IP アドレスをプライベートアドレスとして設定して、ファイアウォール、VPN 装置等のセキュリティゲートウェイを通過しようとするトラフィックを IP アドレスベースで制御する等）。	◎					
		①-3	医療情報システム等において、インターネット等のオープンネットワーク上のサービスとの接続について、以下にあげるサービスとの接続に限定する。他に必要なサービスがある場合には、医療機関等の合意を得てから利用する。 ・ 外部からの医療情報システム等の稼動監視・遠隔保守 ・ セキュリティ対策ソフトウェアの最新パターンファイル等のダウンロード ・ オペレーティングシステム及び利用アプリケーションのセキュリティパッチファイル等のダウンロード ・ 電子署名時の時刻認証局へのアクセス、電子署名検証における失効リスト等認証局へのアクセス ・ ファイアウォール、IDS・IPS などのセキュリティ機器に対する不正アクセス監視 ・ 時刻同期のための時刻配信サーバへのアクセス ・ これらのサービスを利用するために必要なインターネットサービス（ドメインネームサーバへのアクセス等） ・ その他の医療情報システム等の稼動に必要なサービス（外部認証サーバ、外部医療情報データベース等）	◎					
	②なりすましの防止	②-1	次の情報交換方法について予め合意しておく。 ・ 情報を電子媒体に記録して交換する際の手順 ・ 情報をネットワーク経由で文書ファイル形式にて交換する際の手順 ・ 情報をネットワーク経由でアプリケーション入力にて交換する際の手順 ・ 情報に電子署名、タイムスタンプを付与する場合、その方式及び検証手順	◎	不正なアクセス元もしくはアクセス先における通信の盗聴・なりすましが行われる。	システム運用編	1 3、ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	② セッション乗っ取り、IP アドレス詐称等のなりすましを防止するため、原則として医療機関等が経路等を管理する、セキュアなネットワークを利用すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
						システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	③ オープンなネットワークからオープンではないネットワークへの接続までの間にチャネル・セキュリティの確保を期待してネットワークを構成する場合には、選択するサービスのチャネル・セキュリティの確保の範囲を電気通信事業者に確認すること。
						システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	④ オープンではないネットワークを利用する場合には、必要に応じてデータ送信元と送信先での、ルータ等の拠点の出入り口・使用機器・使用機器上の機能単位・利用者等の選択するネットワークに応じて、必要な単位で、互いに確認し、採用する通信方式や、採用する認証手段を決めること。採用する認証手段は、PKI による認証、Kerberosのような鍵配布、事前配布された共通鍵の利用、ワンタイムパスワード等、容易に解読されない方法が望ましい。
		②-2	情報交換手順では搬送の形態によらず次の事項を確実にする。 ・ 発送者、受領者を識別し記録する。 ・ 発送者の行為を後に否定できないように、発送伝票の保存、文書ファイルへの電子署名付与、アプリケーションログオン時の確実な認証等、否認防止対策を行う。 ・ 交換する情報の機密レベルに関して合意する（受領側で機密レベルが低くならないようにする）。 ・ 交換された情報に悪意のあるコードが含まれていないことを確実とする。	◎					
		②-3	電子的に情報を転送する際には以下の対策を実施する。 ・ 送信者、受信者は相互に電子的に認証を行って相手の正当性を検証する。認証方式は接続形態、転送に利用するアプリケーションによって異なるが、利用する機器同士及び利用者同士を認証することが望ましい。 ・ 送受信する経路は適切な方法で傍受のリスクから保護されている。 ・ 受信した情報について経路途中での損傷、改竄が無いことを検証する対策を講じる。 ・ 送受信に失敗する時には、予め規定された回数を上限として再送受信を試み、上限に達した際には送受信者間の全ての通信を停止し、障害の特定等の作業を実施する。	◎					
		②-4	医療機関等から受託事業者までのネットワークにおいて、医療機関等の送受信の拠点の出入り口・使用機器・使用機器上の機能単位・利用者等の必要な単位で経路の確認を行う。	◎					
		②-5	②-4において、医療機関等が外部接続するサーバ等と受託事業者のサーバとの間の相互認証を行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		②-6	②-4について、受託事業者が保守業務を再委託している場合には、受託事業者と再委託先との接続では、別途なりすましを防止する策を講じる。	◎					
		②-7	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン システム運用編「13. ネットワークに関する安全管理措置第④項における医療機関等が採用する通信方式認証手段が妥当なものであることの確認について、医療機関等と合意する。	◎					
	③ネットワークポートへの不正な装置の接続制限	③-1	ネットワーク機器及びサーバ、端末の利用していないネットワークポートへの物理的な接続を制限する。	◎	未許可の端末が施設内のネットワークに物理的に接続され、通信の盗聴・なりすましが行われる。				
		③-2	不正な装置を識別するため、医療情報システム等内で利用する情報処理装置を登録したリストを作成・維持する。	◎					
		③-3	不正な情報処理装置がネットワークに接続されることの悪影響を避けるため、登録されたネットワークアドレスとの整合性、悪意のあるプログラムに未感染であること、脆弱性パッチが適用されていること等を接続前に検査を行う仕組みを整備運用する。	◎					
	④無線LAN利用時の対策	④-1	医療情報を取り扱うサービスの利用に際して、医療機関等が無線LANを利用する場合に必要なセキュリティ対策について、医療情報システム等事業者の役割分担等について、医療機関等と合意する。	◎	無線LAN利用時に適切な暗号化やアクセス元の端末の制限が行われず、通信の盗聴・なりすましが行われる。	システム運用編	13. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	③医療情報システムにおいて無線LANを利用する場合、次に掲げる対策を実施すること。 ー適切な利用者以外に無線LANを利用されないようにすること。例えば、ANY接続拒否等の対策を実施すること。 ー不正アクセス対策を実施すること。例えばMACアドレスによるアクセス制限を実施すること。ただし、MACアドレスは詐称可能であることや、最近のモバイル端末においてはプライバシー保護の観点からMACアドレスランダム化が標準搭載されていることから、MACアドレスによるアクセス制限の効果が限定的であることに留意する必要がある。 ー不正な情報の取得を防止するため、WPA2-AES、WPA2-TKIP等により通信を暗号化すること。 ー利用する無線LANの電波特性を勘案して、通信を阻害しないものを利用すること。
		④-2	業務上、医療情報システム等に関する情報を格納するモバイル端末を持ち出す場合には、公衆無線LANへの接続は行わない。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	④ 持ち出した利用者が情報機器を、医療機関等が管理しない外部のネットワークや他の外部媒体に接続したりする場合は、不正ソフトウェア対策ソフトやパーソナルファイアウォールの導入等により、情報端末が情報漏洩、改ざん等の対象にならないような対策を実施すること。
						システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑤ 持ち出した情報機器等について、公衆無線LANの利用がなされた場合には、利用後に端末の安全性が確認できる手順を策定すること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
3.9. 不正な通信の検知や遮断	①ネットワーク上の不正な通信の検知や遮断	①-1	医療機関等との接続ネットワーク境界には侵入検知システム（IDS）、侵入防止システム（IPS）等を導入してネットワーク上の不正なイベントの検出、あるいは不正なトラフィックの遮断を行う。ホスティング利用時等、ネットワーク境界に装置を設置できない場合は、個々の情報処理装置にて、同様の制御を行う。	◎	不正プログラムや不正アクセス等の被害がネットワーク内で拡大する。	システム運用編	1 3. ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	① 医療情報システムを、内部ネットワークを通じて外部ネットワークに接続する際には、なりすまし、盗聴、改ざん、侵入及び妨害等の脅威に留意したうえで、ネットワーク、機器、サービス等を適切に選定し、監視を行うこと。
		①-2	侵入検知システム等が、常に最新の攻撃・不正アクセスに対応可能なように、シグネチャ・検知ルール等の更新、ソフトウェアのセキュリティパッチの適用等を行う。	◎					
		①-3	侵入検知システム等が、緊急度の高い攻撃・不正アクセス行為を検知した際は、監視端末への出力や電子メール等を用いて直ちに管理者に通知する設定とする。	◎					
		①-4	侵入検知の記録には不正アクセス等の事後処理に必要な項目が含まれる。	◎					
		①-5	医療情報システム等から、不正・不審なトラフィックが内部ネットワークから外部ネットワークへと流れていないことをネットワーク境界において監視することが望ましい。	○					
		①-6	侵入検知システム自身が攻撃・不正アクセスの対象とならないように、その存在を外部から隠す設定（ステルスモード）や、侵入検知システムへのアクセスの適切な制御を実施することが望ましい。	○					
		①-7	IoT機器の利用を含むサービスを提供する場合、IoT機器による医療情報システム等へのアクセス状況を記録し、不正なアクセスがないことを定期的に監視する。	◎		システム運用編	1 7. 証拠のレビュー・システム監査	【遵守事項】	① 利用者のアクセスについて、アクセスログを記録するとともに、定期的にログを確認すること。アクセスログは、少なくとも利用者のログイン時刻、アクセス時間及びログイン中に操作した医療情報が特定できるように記録すること。医療情報システムにアクセスログの記録機能があることが前提であるが、ない場合は、業務日誌等により操作者、操作内容等を記録すること。
3.10. 外部へ持ち出す機器や情報の管理	①持ち出しを行う機器の認証	①-1	機器等については、起動パスワードの設定を行う。	◎	紛失・盗難した機器が起動され、機器を不正に利用される。	システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑤ 情報機器に対して起動パスワード等を設定すること。設定に当たっては製品等の出荷時におけるパスワードから変更し、推定しやすいパスワード等の利用を避けるとともに、情報機器の利用方法等に応じて必要があれば、定期的なパスワードの変更等の対策を実施すること。
		①-2	起動パスワードは、推定しにくいものを設定する、機器の特性に応じて定期的に変更を行う等、第三者による不正な機器の起動がなされないよう対策を講じる。	◎					
		①-3	医療情報システム等に関する情報を格納する情報機器へのログイン及びアクセスについては、複数の認証要素を組み合わせで行う。	◎		システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	③ 医療情報及び情報機器等の持出しに際しての盗難、置き忘れ等に対応する措置として、医療情報や情報機器等に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、容易に内容を読み取られないようにすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	②搬送する情報に対する対策	②-1	情報を格納する機器・媒体等を持ち出す場合の手順には、機器・媒体自体に暗号化措置を施す、格納されている情報に暗号化措置を講じる、パスワードを設定する等の事項を含める。	◎	紛失・盗難した機器や媒体内に保存された情報の漏洩や改竄が生じる。	システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	③ 医療情報及び情報機器等の持出しに際しての盗難、置き忘れ等に対応する措置として、医療情報や情報機器等に対する暗号化やアクセスパスワードの設定等、容易に内容を読み取られないようにすること。
3.11. 仮想デスクトップ やMDM・MAMによる情報漏洩への対策	①個人所有の機器の管理	①-1	利用者が個人所有する機器による医療情報システム等利用に関する対応策について、医療機関等と合意する。 なお具体的には以下の内容を参考にする。 ・利用者が所有する機器からの情報漏洩等を防止する観点から、例えば、仮想デスクトップを用いてOSレベルで業務利用領域と個人利用領域を分け、業務利用領域を医療機関等が管理できるようにするほか、モバイルデバイスマネジメント（MDM）やモバイルアプリケーションマネジメント（MAM）等を施すことで、医療機関等が所有し管理する端末と同等のセキュリティ対策の徹底を図ることなどが考えられる。	◎	セキュリティレベルの低い個人所有のモバイル端末（ノートパソコン、スマートフォン、タブレット）に格納した情報の窃取・漏洩が生じる。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	⑥ 医療機関等が管理しない情報機器で、医療情報システムに用いるもの（例えばBYOD（Bring Your Own Device：個人保有の情報機器）の利用による端末）について、利用を許諾する条件や、利用範囲、管理方法等に関する内容を規程等に含めること。 また、これに基づいて利用される情報機器等について、利用の許諾状況も含めて、医療機関等が管理する情報機器同様に、台帳管理等を行うこと。
						システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑧ BYOD の実施に関する規程に基づいて、具体的な手順と設定を行い、企画管理者に報告すること。
						システム運用編	8. 利用機器・サービスに対する安全管理措置	【遵守事項】	⑨ BYOD であっても、医療機関等が管理する情報機器等と同等の対策が講じられるよう、手順を作成すること。
			①-2	サービスの提供に係る目的（開発、保守、運用含む）で従業員等の個人所有の機器を利用することは原則禁止とする。	◎				
			②端末側に情報を残さない技術の導入	②-1	医療機関等の利用者が、医療機関等の外部からサービスを利用する場合に、医療機関等の利用者が用いるPCの作業環境に仮想デスクトップ等の技術を導入するための受託事業者の役割分担等につき、医療機関等と合意する。	◎	外部から医療情報システム等を利用した際、端末内に保存された情報の窃取・漏洩が生じる。	システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）
3.12. 未登録の電子媒体 の接続制限	①サーバ等への未登録の電子媒体の接続制限	①-1	医療情報システム等においてはサーバ等に接続できる電子媒体の種別を限定するため、不要なデバイスドライバを削除する。加えて、認められていない種類の装置の接続を防止する為に、管理者以外がデバイスドライバのインストールやアンインストールが出来ない設定とすることが望ましい。	○	利用を許可していない電子媒体へ機器内の情報が不正に複製される。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	① 医療情報システムにおいて用いる情報機器等の資産管理を行うのに必要な規程その他の資料を整備し、その管理を行うこと。（なお、情報機器等には、物理的な資産のほか、医療情報システムが利用するサービス、ライセンスなども含む。）
		①-2	不要なデバイスドライバが追加されていないことを定期的に検証することが望ましい。	○		企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	② 医療機関等が管理する情報機器等について、台帳管理等を行うこと。台帳管理等の対象は、医療機関等内部の購入部署や購入形態に関わらず、医療情報システムで利用する情報機器等全てとすること。
						システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・破棄等）	【遵守事項】	⑦ 医療情報が格納された可搬媒体及び情報機器の所在を台帳等により管理する手順を作成し、これに基づき持出し等の対応を行う。併せて定期的に棚卸を行う手順を作成する。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
3.13. 暗号化・電子署名の利用	①安全性が確認された暗号化・電子署名の利用	①-1	ネットワークにおいて、情報の盗聴、改竄、誤った経路での通信、破壊等から保護するために必要な措置（情報交換の実施基準・手順等の整備、通信の暗号化等）を行う。	◎	ネットワーク経路上の通信において、安全性の低い暗号化・電子署名について読読もしくは偽装される。	システム運用編	1 3．ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑨ ネットワーク経路でのメッセージ挿入、不正ソフトウェアの混入等の改ざん及び中間者攻撃等を防止する対策を実施すること。
		①-2	アクセス先のなりすまし（セッション乗っ取り、フィッシング等）等を防ぐのに必要な措置（サーバ証明書の導入等）を行う。	◎					
		①-3	経路の安全性確保のため、IPsec + IKEへの対応や閉域ネットワークへの対応等及びその条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-4	情報伝送に用いるケーブル類については直接の傍受リスクについて配慮することが望ましい。	○					
		①-5	暗号アルゴリズムは十分な安全性を有するものを使用する。選択基準としては電子政府推奨暗号リスト 等を用いる。	◎		システム運用編	1 3．ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑦ 利用するネットワークの安全性を勘案して、送信元と相手先の当事者間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。
		①-6	送信元と送信先の間で、暗号化等の情報そのものに対するセキュリティ対策を実施する。	◎					
		①-7	サービスの提供においてSSL/TLSを用いる際には、TLS1.2に対応した措置を講じる。	◎					
		①-8	①-7のほか、医療機関等がメールの暗号化（S/MIME等）やファイルの暗号化への対応を求める場合には、その対応に必要な措置及び条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-9	VPN 接続を行う場合には以下の事項に従う。 ・ 接続時に VPN 装置間で相互に認証を行う。 ・ 傍受、リプレイ等のリスクを最小限に抑えるために、適切な暗号技術を利用する。 ・ インターネット上のトラフィックが VPN チャンネルに混入しないように、プライベートネットワークインタフェースとインターネットインタフェースの間に直接の経路を設定しない。 ・ 複数の医療機関等から情報処理業務を受託している場合には、医療機関等間で情報が混同するリスクを避けるためVPN チャンネルを医療機関等別に構築する等の対策を実施する。	◎		システム運用編	1 3．ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑥ オープンなネットワークにおいて、IPsecによるVPN接続等を利用せずHTTPSを利用する場合、TLSのプロトコルバージョンをTLS1.3以上に限定した上で、クライアント証明書を利用したTLSクライアント認証を実施すること。ただしシステム・サービス等の対応が困難な場合にはTLS1.2の設定によることも可能とする。その際、TLSの設定はサーバ/クライアントともに「TLS暗号設定ガイドライン3.0.1版」に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定を行うこと。なお、SSL-VPNは利用する具体的な方法によっては偽サーバへの対策が不十分なものが含まれるため、使用する場合には適切な手法の選択及び必要な対策を行うこと。また、ソフトウェア型のIPsec又はTLS1.2以上により接続する場合、セッション間の回り込み（正規のルートではないクローズドセッションへのアクセス）等による攻撃への適切な対策を実施すること。
		①-10	オープンなネットワークを介してHTTPS を利用した接続を行う際は、TLS の設定はサーバ/クライアントともに「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」に規定される最も安全性の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定を行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-11	SSL-VPNは、原則として使用しない。	◎					
		①-12	サービス提供に際して、ソフトウェア型のIPsec 又はTLS1.2 により接続する場合、セッション間の回り込み（正規のルートではないクローズドセッションへのアクセス）等による攻撃について、適切な対策を実施する。	◎					
		①-13	医療機関等における利用者がソフトウェア型のIPsec 又はTLS1.2 により接続する場合、セッション間の回り込み（正規のルートではないクローズドセッションへのアクセス）等による攻撃についての、適切な対策に関する情報提供を行う。情報提供の範囲、条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
	②暗号アルゴリズムの 危殆化や暗号鍵の漏洩 に備えた暗号鍵及び電 子署名の管理	②-1	暗号鍵が漏洩した場合に備えた対応策を策定しておく。	◎	暗号アルゴリズムの危殆化や暗号鍵の漏洩時に、暗号化・電子署名について解読もしくは偽装される。	システム運用編	1 3．ネットワークに関する安全管理措置	【遵守事項】	⑦ 利用するネットワークの安全性を勘案して、送信元と相手先の当事者間で当該情報そのものに対する暗号化等のセキュリティ対策を実施すること。
		②-2	電子署名、ネットワーク接続等に電子証明書を利用する場合、電子証明書は信頼できる組織によって発行されたものとする。	◎		企画管理編	1 4．法令で定められた記名・押印のための電子署名	【遵守事項】	② 電子署名に用いる秘密鍵の管理が、認証局が定める「証明書ポリシー」（CP）等で定める鍵の管理の要件を満たして行われるよう、利用者に指示し、管理すること。
		②-3	暗号アルゴリズム及び暗号鍵の危殆化に備え、暗号アルゴリズムを切り替えることができるように配慮する。	◎					
		②-4	医療機関等から受け付けるデータを検証するためのルート認証機関の公開鍵証明書は安全な経路で入手し、別の経路で入手したフィンガープリントと比較して、真正性を検証する。	◎					
		②-5	暗号モジュールが外部のソースコードやライブラリを利用する場合には、その真正性を、製造元による電子署名等による完全性の検証を行った上で利用することが望ましい。	○					
		②-6	暗号鍵の生成は耐タンパー性 を有する IC カード、USB トークンデバイスといった安全な環境で実施することが望ましい。	○					
		②-7	暗号鍵の喪失に備えて鍵預託を行う場合は、暗号鍵のリポジットりに正当な管理者及び正当なプロセスのみがアクセスできるようアクセス制御を行うことが望ましい。	○					
		②-8	電子署名法にもとづき、医療従事者が文書に施した電子署名を検証する環境においては、暗号アルゴリズムの脆弱化に影響されずに署名検証を継続できるようにすることが望ましい。	○					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
3.14. リモートメンテナ ンスのアクセス管理	①リモートメンテナ ンスの不必要なログイン を防止するためのアク セス管理	①-1	リモートメンテナンスにより保守を行う場 合、必要に応じて適切なアクセスポイントの 設定、プロトコルの限定、アクセス権限管理 等の安全管理措置を講じる。	◎	リモートメンテナンスにより不正な閲 覧・操作が行われた場合に気が付くこと ができない。	企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出 し、破棄等）	【遵守事項】	⑧ 医療機関等の外部からのアクセスについて、許諾対象者、許諾条件やアクセス範囲 等、許諾を得るための手順等を定めること。
						システム運用編	7. 情報管理（管理・持出し・ 破棄等）	【遵守事項】	⑫ 保守作業等のどうしても必要な場合を除いてリモートログインを行うことができない ように、適切に管理されたリモートログインのみに制限する機能を設けなければならない。
						システム運用編	1 0. システム・サービス事業 者による保守対応等に対する安 全管理措置	【遵守事項】	④ リモートメンテナンス（保守）によるシステムの改造・保守作業が行われる場合に は、必ずアクセスログを収集し、保守に関する作業計画書と照合するなどにより確認し、 当該作業の終了後速やかに企画管理者に報告し、確認を求めること。
3.15. 電子署名を利用す る場合の管理	①信頼できる第三者機 関が発行した電子証明 書の利用	①-1	医療情報システム等において電子署名を利用 する場合、保健医療福祉分野PKI 認証局の発 行する署名用電子証明書等の信頼できる第三 者機関が発行した電子証明書を利用する。	◎	信頼できる第三者機関と同等の厳格さで 本人確認や署名の検証が行われない。	企画管理編	1 4. 法令で定められた記名・ 押印のための電子署名	【遵守事項】	①法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書において、記名・押印を電子署名に代 える場合、以下の条件を満たす電子署名を行うこと。 1.以下の電子証明書を用いて電子署名を施すこと (1)「電子署名及び認証業務に関する法律」（平成12年法律第102号）第 2 条第 1 項に規定 する電子署名を施すこと。なお、これはローカル署名のほか、リモート署名、立会人型電 子署名の場合も同様である。 (2)法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、以下 の（a）～（c）のいずれかにより、医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子証 明書を用いた電子署名等を用いること。 (a)厚生労働省「保健医療福祉分野における公開鍵基盤認証局の整備と運営に関する専門 家会議」において策定された準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野PKI認証局の発行 する電子証明書を用いて電子署名を施すこと。 保健医療福祉分野PKI認証局は、電子証明書内に医師等の保健医療福祉に係る資格を格 納しており、その資格を証明する認証基盤として構築されている。したがって、この保健 医療福祉分野PKI認証局の発行する電子署名を活用すると電子的な本人確認に加え、同時 に、医師等の国家資格を電子的に確認することが可能である。 ただし、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、国家資格を含めた電子署名の検 証を正しくできることが必要である。 (b)認定認証事業者（電子署名法第2条第3項に定める特定認証業務を行う者として主務大 臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認証事業者（電子署名法第2条第2項の認証 業務を行う者（認定認証事業者を除く。）をいう。）の発行する電子証明書を用いて電子 署名を施すこと。その場合、当該電子署名を施された文書を受け取る者が、医師等の国家 資格の確認を電子的に検証でき、電子署名の検証を正しくできることが必要である。事業 者（認証局あるいは立会人型電子署名の場合は電子署名サービス提供事業者をいう。以下 「14. 法令で定められた記名・押印のための電子署名」において同じ。）を選定する際に は、事業者が次に掲げる事項を適切に実施していることについて確認すること（ローカル 署名のほか、リモート署名、立会人型電子署名の場合も同様）。 ・事業者による利用者の実在性、本人性及び利用者個人の申請意思の確認に当たっては、 オンラインの場合、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関す る法律」第3条第1項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により確認を行うこと。 マイナンバーカードによる確認が行えない場合は、身分証明書と住民票等の公的証明書を スキャンしたデータ（いずれも本項と同等の電子署名（資格確認を除く）を施すこと）に より確認を行うこと。郵送の場合は、身分証明書のコピー（署名又は押印（実印が捺印さ れ、印鑑登録証明書が添えてあること））、住民票等の公的証明書により確認を行うこ と。対面の場合は、身分証明書と住民票等の公的証明書により確認を行うこと。なお、新 たな技術により、医療分野の特性を踏まえた現行の本人確認に必要な保証レベルと同等の レベルが担保される方法を用いることが可能となった場合には、これを活用することも可 能であるため、本ガイドライン及び関連資料を参照の上、選択・採用すること。 以下略

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
	②電子署名を施す場合のタイムスタンプの付与	②-1	電子署名を施す情報に対しては、タイムスタンプを付与する。この場合には、タイムスタンプの内容・検証方法について、医療機関等と合意する。	◎	電子署名を行う機器等の時刻情報が改竄されることで、電子署名付与時点の時刻及び当該時刻以降の改竄の有無が証明できない。	企画管理編	1 4. 法令で定められた記名・押印のための電子署名	【遵守事項】	2. 法定保存期間等の必要な期間、電子署名の検証を継続して行うことができるよう、必要に応じて電子署名を含む文書全体にタイムスタンプを付与すること (1) タイムスタンプは、第三者による検証を可能にするため、「時刻認証業務の認定に関する規程」に基づき認定された事業者（認定事業者）が提供するものを使用すること。なお、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認証事業者（タイムビジネスに係る指針等で示されている時刻認証業務の基準に準拠し、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認証事業者。以下「認定時刻認証事業者」という。）については、令和4年以降、国による認定制度に順次移行する予定であることから、当面の間、認定時刻認証事業者によるものを使用しても差し支え無い。 (2) 法定保存期間中、タイムスタンプの有効性を継続できるようにするための対策を実施すること。 (3) タイムスタンプの利用や長期保存に関しては、今後も、関係府省の通知や指針の内容や標準技術、関係ガイドラインに留意しながら適切に対策を実施すること。 (4) タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書をを用いること。
		②-2	タイムスタンプを付与した情報を取り扱う場合に、法定保存年限内における当該タイムスタンプの有効性を検証する方法、対応方法等について、医療機関等と合意する。	◎					
		②-3	タイムスタンプを付与した情報を取り扱う場合に、当該情報を長期保存する場合に講じる対策等について、医療機関等と合意する。	◎					
	③タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書の使用	③-1	タイムスタンプを付与した情報を取り扱う場合に、電子証明書の失効前の電子署名の有効性を担保するためのタイムスタンプの付与方法等について、医療機関等と合意する。	◎	タイムスタンプ付与時点で電子署名を検証することができない。	企画管理編	1 4. 法令で定められた記名・押印のための電子署名	【遵守事項】	2. 法定保存期間等の必要な期間、電子署名の検証を継続して行うことができるよう、必要に応じて電子署名を含む文書全体にタイムスタンプを付与すること (1) タイムスタンプは、第三者による検証を可能にするため、「時刻認証業務の認定に関する規程」に基づき認定された事業者（認定事業者）が提供するものを使用すること。なお、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認証事業者（タイムビジネスに係る指針等で示されている時刻認証業務の基準に準拠し、一般財団法人日本データ通信協会が認定した時刻認証事業者。以下「認定時刻認証事業者」という。）については、令和4年以降、国による認定制度に順次移行する予定であることから、当面の間、認定時刻認証事業者によるものを使用しても差し支え無い。 (2) 法定保存期間中、タイムスタンプの有効性を継続できるようにするための対策を実施すること。 (3) タイムスタンプの利用や長期保存に関しては、今後も、関係府省の通知や指針の内容や標準技術、関係ガイドラインに留意しながら適切に対策を実施すること。 (4) タイムスタンプを付与する時点で有効な電子証明書をを用いること。
3.16. 改竄防止・検知策の実装	①ソフトウェアの改竄防止・検知策の実装	①-1	不正な改竄を受けていないことを検証するため、定期的にソフトウェアの整合性検査（改竄検知）を実施する。	◎	ソフトウェアの改竄により、意図しない情報の虚偽入力、書き換え、消去及び混同が生じる。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑪ 情報機器、ソフトウェアの品質管理に関する対応を運用管理規程で定めるとともに、具体的な手順の作成と実施を担当者に指示すること。
		①-2	不正なソフトウェアの書き換えリスクを避けるため、開発したソフトウェアを運用施設に導入する際、ソフトウェアに対する改竄防止、検知策を実施する。	◎		システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに対する要求事項	【遵守事項】	③ 医療情報システムで利用するシステム、サービス、情報機器等の品質を定期的に管理するための手順を作成し、これに従い必要な措置を講じ、企画管理者に報告すること。
3.17. 患者ごとの情報の管理	①患者ごとに情報を管理する機能の実装	①-1	医療情報システム等には、受託する医療情報を患者等ごとに管理できる機能を含める。	◎	各種媒体に分散管理された患者の情報の相互関係がすぐに明らかにできない。	企画管理編	8. 情報管理（管理、持ち出し、破棄等）	【遵守事項】	④ 医療機関等における医療情報の管理状況を把握し、経営層の承認を得ること。管理状況の把握のため、医療機関等で保有する医療情報について定期的な棚卸や管理実態の確認を行うこと。特に患者に関する情報は、患者ごとに識別できるよう、管理すること。
						システム運用編	4. リスクアセスメントを踏まえた安全管理対策の設計	【遵守事項】	① 企画管理者の指示に基づき、医療機関等で取り扱う情報を適切に管理するための手順等を作成し、運用すること。その際、情報種別による重要度を踏まえるほか、患者情報については、患者ごとに識別できるような措置を講じること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
3.18. 利用目的に応じた 応答時間の確保	①医療情報システム等 の利用目的に応じた応 答時間の確保	①-1	医療機関等が医療情報システム等を利用する 際の、応答時間（一般的な表示速度、検索結 果の表示時間等）について、医療機関等と合 意する。	◎	情報の表示や検索等の応答時間が長いこ とで医療情報システム等の利用目的に支 障が生じる。	システム運用編	9. ソフトウェア・サービスに 対する要求事項	【遵守事項】	④ 医療情報システムの目的に応じて速やかに検索表示又は書面に表示できるよう措置を 講じること。
		①-1	情報処理装置の障害発生時においても業務を 継続できるよう、代替機器の準備、冗長化、 バックアップ施設の設置等の対策を実施す る。	◎					
		①-2	医療情報システム等、ネットワーク等に関 し、通常の診療等に影響が生じないようサー ビスの継続に必要な冗長化対策を講じる。	◎					
		①-3	①-2を踏まえて、障害等が生じた場合のサー ビスの継続性を保証する水準について、医療 機関等と合意する。	◎					
		①-4	障害時等でも診療等が継続できるようにする ための医療機関等の側の代替措置等につい て、医療機関等と合意する。	◎					
3.19. 冗長化による障害 対策	①医療情報システム等 の停止に備えた冗長化	①-1	診療録等の情報をハードディスク等の記録機 器に保存する場合、RAID-1又はRAID-6相当 以上のディスク障害対策を講じる。	◎	ディスクの劣化や故障により、情報の読 み取り不能又は不完全な読み取りが生じ る。	システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	④ 医療情報及び医療情報システムのバックアップは、企画管理者が定める運用管理規程 等と整合性がとれる措置とし、確保したバックアップは非常時に利用できるよう、適切に 管理すること。
		②ディスク障害対策	②-1	診療録等の情報をハードディスク等の記録機 器に保存する場合、RAID-1又はRAID-6相当 以上のディスク障害対策を講じる。	◎				
3.20. システム障害時の 措置	①医療情報システム等 障害時における機能の 実装	①-1	医療情報を医療機関等に保存する場合に、障 害時における見読性確保のために医療機関等 側で講じうる方策に関する情報提供につい て、医療機関等と合意する。	◎	医療情報システム等障害時に医療情報シ ステム等内に保存された医療情報が一切 閲覧できない。				
		①-2	ハードウェア及びソフトウェアの持つ影響度 の大きさを評価し、影響度が大きすぎる部分 については、該当システム部分の冗長化や、 システムに障害が発生して情報の閲覧が不可 能となった際に備え、汎用のブラウザ等で閲 覧が可能となるよう、見読性が確保される形 式（PDF、JPEG 及び PNG 等のフォーマッ ト）で外部ファイルに出力可能とすることな どの方策を講じる。	◎					
		①-3	医療情報を医療機関等に保存する場合に、障 害時の見読性を確保するために必要な外部 ファイル等の出力に関する機能の提供の有 無、内容について、医療機関等と合意する。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-4	医療情報を医療機関等に保存する場合に、障害時の見読性を確保するために遠隔地に保存するバックアップデータの利用のための機能、利用に必要な情報の提供、条件等について、医療機関等と合意する。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	④ 医療情報及び医療情報システムのバックアップは、企画管理者が定める運用管理規程等と整合性がとれる措置とし、確保したバックアップは非常時に利用できるよう、適切に管理すること。
		①-5	緊急時に備えた医療機関等における診療録等の見読性の確保を支援する機能（例えば画面の印刷機能、ファイルダウンロードの機能等）をサービスに含め、これに必要なセキュリティ等の情報提供について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-6	障害等が生じた場合の役割分担を明確にした上で、稼動を保証するサービスの範囲について、医療機関等と合意する。	◎					
3.21. バックアップ及びリストアの管理	①バックアップやリストア等の情報の管理	①-1	電子媒体の損傷等による情報喪失のリスクを最小限にするため電子媒体の製造者により指定される保管環境にて保管する。	◎	情報が毀損や滅失した場合にバックアップされたデータを用いて元の状態に復元できない。	企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	③ 記録媒体及び記録機器の保管及び取扱いについて、運用管理規程を作成し、適切な保管及び取扱いを行うよう関係者に周知徹底するとともに、教育を実施すること。また、保管及び取扱いに関する作業履歴を残すこと。
						企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	⑤ 記録媒体の劣化への対応を図るための一連の運用の流れを運用管理規程に定めるとともに、関係者に周知徹底すること。
		①-2	各医療機関等が利用可能な、保存可能資源の残量については、随時提供できる措置を講じる。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムが情報を保存する場所（内部、可搬媒体）を明示し、その場所ごとの保存可能容量（サイズ）、期間、リスク、レスポンス、バックアップの頻度や方法等を明確にすること。これらを運用管理規程に定め、その運用を関係者全員に周知徹底すること。
		①-3	医療機関等が医療情報システム等を利用する際に、利用可能な資源に係る情報（保存可能容量、利用可能期間、リスク、バックアップ頻度、バックアップ方法等）について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-4	医療情報システム等が情報を保存する場所（内部、可搬媒体）、その場所ごとの保存可能容量、保存可能期間、リスク等を運用管理規程等に含める。	◎					
		①-5	①-4において、他の事業者が提供する医療情報システム等を利用する場合においても、同様の情報を収集して、対応する。仮想化技術による医療情報システム等を利用する場合には、受託事業者が他の事業者との契約上利用可能な資源に関する情報を確認する。	◎					
		①-6	①-4により運用管理規程に定める管理方法に関する教育を従業員等に対して行う。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
3.22. システム更改に備えた互換性確保		①-7	医療情報システム等に係る委託先に対しても、①-4の運用管理規程に定める管理方法への対応等を求める。	◎		システム運用編	1 2. 物理的安全管理措置	【遵守事項】	④ 医療情報及び医療情報システムのバックアップは、企画管理者が定める運用管理規程等と整合性がとれる措置とし、確保したバックアップは非常時に利用できるよう、適切に管理すること。
		①-8	情報が毀損した場合、速やかに回復するための措置を講じ、その内容・手順等について、運用管理規程等に含める。	◎					
		①-9	①-8に示す措置によっても毀損された情報の回復が困難となる場合を想定した対応について、運用管理規程等に含める。	◎					
		①-10	①-9で示す場合の、毀損した情報に関する管理責任の所在、免責条件等について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-11	リスク分析結果に基づき医療情報システム等のバックアップを取得する。バックアップの取得対象、取得頻度、保存方法・媒体、管理方法等を定め、その内容を運用管理規程等に含める。	◎					
		①-12	取得するバックアップについて、その記録媒体の管理方法に応じて必要な定期的な検査等をおこない、記録内容の改竄・破壊等がないことを確認する。	◎					
	②バックアップに用いる記録媒体の管理	②-1	記録媒体に格納するバックアップについては、その媒体の特性（テープ／ディスクの別、容量等）を踏まえたバックアップ内容、使用開始日、使用終了日を明らかにして管理する。	◎	バックアップにおける記憶媒体の劣化や容量超過により、バックアップが正常に行われない。	企画管理編	9. 医療情報システムに用いる情報機器等の資産管理	【遵守事項】	⑤ 医療情報システムが利用するサービスに関して、安全管理の観点から、利用に適した状況にあることを定期的に確認すること。確認にあたっては、システム運用担当者に対してサービスにおける状況（サービスの機密性、クラウドサービス等における可用性、システム関連事業者が示す規約内容の変更状況等）が適切なものとなっていることを確認するよう指示し、報告を受けた上で、必要があれば契約変更等の対応を行うこと。
		②-2	バックアップの記録媒体の使用終了日が近づいた場合には、終了日以前に、別の媒体等にその内容を複写する。	◎		企画管理編	1 5. 技術的な安全管理対策の管理	【遵守事項】	④ 医療情報システムが情報を保存する場所（内部、可搬媒体）を明示し、その場所ごとの保存可能容量（サイズ）、期間、リスク、レスポンス、バックアップの頻度や方法等を明確にすること。これらを運用管理規程に定め、その運用を関係者全員に周知徹底すること。
		②-3	製造者の定める有効利用限度期間を超過することがないよう、電子媒体の有効利用限度期間が近づいた場合は、別の媒体等に複写する。	◎					
		②-4	②-1～②-3の手順を運用管理規程等に含め、従業員等及び再委託業者に対して必要な教育を行う。	◎					
		②-5	バックアップに係る情報の提供について、医療機関等と合意する。	◎					
	①データ形式・プロトコルの互換性の確保	①-1	診療録等のデータ項目で、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格（以下、「厚生労働省標準規格」という。）が定められているものについては、それを採用する。	◎	医療情報システム等を更改等により移行する際、移行元で記録された情報が移行後に正しく読みだせない。	システム運用編	5. システム設計の見直し（標準化対応、新規技術導入のための評価等）	【遵守事項】	① システム更新の際の移行を迅速に行えるように、診療録等のデータについて、標準形式が存在する項目は標準形式で、標準形式が存在しない項目は変換が容易なデータ形式で、それぞれ出力及び入力できる機能を備えるようにすること。

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-2	厚生労働省標準規格が定められていないデータ項目については、変換が容易なデータ形式とし、医療機関等と合意する。	◎					
		①-3	医療情報に係るマスターテーブルの変更に際して、レコードの管理方法やとるべき措置等について、診療録等の情報に変更が生じない機能及び検証方法を医療情報システム等に備える。	◎		システム運用編	5. システム設計の見直し（標準化対応、新規技術導入のための評価等）	【遵守事項】	② マスタデータベースの変更の際に、過去の診療録等の情報に対する内容の変更が起こらない機能を備えること。
		①-4	①-3に示す機能等を備えることが困難場合の医療情報システム等更新・移行の手順について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-5	医療情報を保存・交換するためのデータ形式、プロトコルが変更される場合、変更前のデータ形式、プロトコルを使用する医療機関等が存在する間、以前のデータ形式、プロト	◎		システム運用編	5. システム設計の見直し（標準化対応、新規技術導入のための評価等）	【遵守事項】	③ データ形式及び転送プロトコルのバージョン管理と継続性の確保を行うこと。保存義務のある期間中に、データ形式や転送プロトコルがバージョンアップ又は変更されることが考えられる。その場合、外部保存を受託する事業者は、以前のデータ形式や転送プロトコルを使用している医療機関等が存在する間は対応を維持すること。
		①-6	データ形式や転送プロトコルをバージョンアップ又は変更しようとする場合には、サービスの利用に与える影響を確認する。	◎					
		①-7	①-6の結果、サービスの利用に影響があると認められる場合には、医療機関等が対応を図るために十分な期間を想定してバージョンアップ又は変更に係る告知を行うほか、対応に必要な措置に関する具体的な情報提供を行う。	◎					
		①-8	①-7は、他の医療情報システム等とのデータ連携等を考慮して行う。医療機関等に対する互換性確保に係る情報提供について、医療機関等と合意する。	◎					
		①-9	データ形式・転送プロトコルの変更等の結果、医療機関等がサービスの利用を終了する場合には、見読性確保の対策を講じる。	◎					
		①-10	医療情報システム等に関する機器及びソフトウェアについては、将来的な互換性確保を視野に入れて決定するとともに、サービス提供後に標準仕様等の変更が生じた場合のリスクについても検討を行う。	◎					
		①-11	他の事業者が提供する医療情報システム等を用いて、サービスを提供する場合には、他の事業者がサービスを停止した際にも、自社のサービス提供に支障が生じないようにするための対応策を検討し、対策を講じる。なお、他の事業者のサービスの停止・変更に伴い、自社が提供するサービスの一部又は全部の停止、変更（軽微なバージョンアップは含まない）等が生じる場合には、機器の劣化対策を講じる。	◎					

別紙2 統合前ガイドラインにおける対策項目一覧と医療情報安全管理ガイドライン6.0版の対応表

対策項目					対策項目で対応できる リスクシナリオ例	関連する医療情報安全管理ガイドライン要求事項			
大項目	小項目	No.	内容	区分		編	項番	区分	内容
		①-12	医療情報システム等に係る機器若しくはソフトウェア等の更新を行う場合、又は利用する他の事業者のサービスの変更を行う場合には、①-10、①-11を考慮して行う。	◎					